

明治安田損害保険の現状

2026

2026年度版／2025年度決算

MEIJI YASUDA GENERAL INSURANCE CO., LTD.

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

社長メッセージ



『確かな安心を、いつまでも』お届けし、
信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社を
めざして

代表取締役社長 永田康弘

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念を礎に、企業・団体のお客さまを中心として、質の高い総合保障サービスのご提供に努めてまいりました。今日に至るまで賜りましたお客さまをはじめとするすべてのステークホルダーのみなさまからのご厚情に、衷心より御礼申し上げます。

2025年度におきましては、正味収入保険料156.9億円と創業以来最高の実績を達成し、修正利益23.8億円も計画を上回る等、堅調な成長を遂げることができました。これもひとえにみなさまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

損害保険業界におきましては、近年の一連の不祥事を受け、保険業法改正や金融庁の監督指針改正等を通じて、業界全体の業務運営の見直しが進められております。当社といたしましても、より一層の態勢整備と適正な業務運営の徹底に注力してまいり所存でございます。

当社は2024年度より第7次中期経営計画「GO BEYOND！～さらなる成長へ向け挑戦！～」を掲げ、その実現に向けて邁進しております。2025年度は中期計画の2年目として、「営業」「事務・システム」「商品」の三つの改革を軸に、概ね順調な進捗を遂げることができました。引き続き「企業風土の刷新」と「経営資源の最大活用」を両輪として、持続的な成長基盤の構築に取り組んでまいります。

また、明治安田グループの一員として、「みんなの健活プロジェクト」や「地元の元気プロジェクト」との連携を深めるとともに、リスクソリューション®サービスの提供を通じて、地域社会の活性化に貢献してまいります。

サステナビリティ経営の推進におきましては、環境保全・気候変動への対応として、節電や電子化・デジタル化等の取組みを着実に進め、CO₂排出量の削減を達成いたしました。引き続き持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

当社は経営理念・企業ビジョン・明治安田バリューのもと、とりわけコンプライアンスにつきましては「業務のあらゆる面において最優先する」という基本姿勢を堅持し、役職員一人ひとりがこれを体現できるよう、健全な企業風土の醸成と内部管理態勢の高度化に注力してまいります。

本冊子「明治安田損害保険の現状2026」は、当社の事業活動への理解を深めていただくことを目的として取りまとめたしました。みなさまにとって、お役に立てましたら幸甚に存じます。

末筆ながら、みなさまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

※リスクソリューション®は明治安田損害保険の登録商標です(商標登録番号:4629633号)。

明治安田損害保険の概要(2026年3月31日現在)

- | | |
|--|----------------------------|
| ◆名称(商号) — 明治安田損害保険株式会社
Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd. | ◆従業員数 — 219名 |
| ◆設立 — 1996年8月8日 | ◆代理店数 — 445店 |
| ◆合併 — 2005年4月1日 | ◆本社所在地 — 東京都千代田区神田司町2-11-1 |
| ◆資本金 — 100.0億円 | ◆出資比率 — 明治安田生命保険相互会社 100% |
| ◆総資産 — 637.6億円 | |
| ◆正味収入保険料 — 156.9億円 | |

経営理念・企業ビジョン・明治安田バリュー

1 経営理念

● 当社の存在意義・使命

確かな安心を、いつまでも(ステートメント)

私たちは、お客さまを大切にすることを、クオリティの高い商品・サービスをご提供することにより、お客さまから信頼される損害保険会社をめざしてまいります。また、明治安田グループの一員として、一人ひとりの健康づくり、社会の発展を応援し、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献いたします。

確かな安心を、いつまでも

2 企業ビジョン

● 当社が長期的にめざす姿

信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社

お客さまとの絆… 先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実と、独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定に貢献します。

地域社会との絆… 社会から必要とされる価値を創造し、損害保険会社としての社会的使命を果たすことにより、地域の発展に貢献します。

未来世代との絆… 未来の世代を想い、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献します。

働く仲間との絆… 挑戦意欲や多様性を尊重し、高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

信頼を得て選ばれ続ける
損害保険会社

- お客さまとの絆
- 地域社会との絆
- 未来世代との絆
- 働く仲間との絆

3 明治安田バリュー

● 役職員一人ひとりが大切にすべき価値観

【お客さま志向】 人に一番やさしい行動ですか？

【倫理観】 フェアプレーを貫いていますか？

【挑戦・創造】 夢に向かってチャレンジしていますか？

【協働・成長】 チーム明治安田を大切にしていますか？

お客さま志向・倫理観

私たちは、お客さまを大切にし、高い倫理観のもと行動します。

挑戦・創造

私たちは、果敢に挑戦し、新しい価値を創造します。

協働・成長

私たちは、働く仲間と互いに助け合い、共に成長します。

会社の特色

当社は、明治安田グループの損害保険会社として法人分野に特化した主に第三分野の損害保険商品を親会社の団体保険商品と一体的にご提供し、団体・企業のお客さまの福利厚生制度をご支援するとともに、多くの企業のお客さまに、経営に影響するさまざまなリスクを補填する商品・サービスをご提供しています。

これからも、変化し多様化するお客さまのニーズをふまえ、団体福祉に貢献する商品・サービスの充実と、お客さまと一体となって経営をサポートするリスクソリューション®型商品等のご提供を通じ、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。

明治安田グループ グループメッセージ

Creating peace of mind, together

メッセージに込めた想い

私たち、明治安田グループは、「お客さま」「地域社会」「働く仲間」をはじめとするステークホルダーとの絆を大切に、共通価値をともに創造し、「未来世代」に引き継ぐことを通じて、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献します。そして、超長期にわたる安定した経営により、お客さまの保険金・給付金を確実にお支払いし、みんなが健康で安心してくださるよう支え続けることを使命とし、このグループメッセージを定めます。

『ひと』中心経営

当社は、従業員一人ひとりを企業価値創出の源泉である「人財」と捉え、積極的な投資と働きがいのある職場づくりを通じて、持続的な企業価値の向上に取り組んでいます。

○柔軟な働き方の推進

従業員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、テレワークやフレックスタイム、時間単位の年次有給休暇等、多様で柔軟な働き方を推進しています。また、働きやすく活力ある職場を実現するため、管理職向けのマネジメント研修や、従業員同士のコミュニケーションを深める社内イベントを実施しています。

○多様な人財の活躍支援

女性のさらなる活躍を後押しする「女性活躍推進プログラム」を2021年度から継続して実施しています。また、65歳以降も活躍いただける「高年齢者雇用制度」の運用を開始しています。これらの取り組みが評価され、2024年6月には東京労働局より「えるぼし」認定(2段階目)を取得しました。

○従業員の健康づくり

明治安田グループの「みんなの健活プロジェクト」の一環として、ワーキングイベントの開催等、全社をあげて従業員の健康づくりに取り組んでいます。その結果、健康優良企業「金の認定」および「健康経営優良法人」の認定を取得しました。

第7次中期経営計画 (2024-2026年度) について

当社では、変化する経営環境のなかで、持続的成長と、企業ビジョン「信頼を得て選ばれる損害保険会社」の実現に向け、「利益の確保」「お客さま満足度の向上」「経営態勢の強化」を柱とする「第7次中期経営計画」を進めてまいりました。

2年度目となる2025年度は、利益面では、明治安田生命法人営業部門との連携強化と大型代理店向け体制の拡充により収入保険料の拡大を推進し、福利厚生商品は対面に加え動画・オンライン面談・コールセンター・Web手続き等を組み合わせたハイブリッド営業で利便性を高めました。サービス面では事務・システム改革を継続し、保険金支払の業務・システムを一体で見直して迅速かつ丁寧な支払いをめざすとともに、通話テキスト化による苦情モニタリングを全件で開始し、業務品質向上に活か

しています。経営面ではERMを活用したリスク管理、サイバー対策、コンプライアンス教育を徹底し、「ひと」中心経営やサステナビリティ施策、資産運用の安定収益確保にも取り組みました。

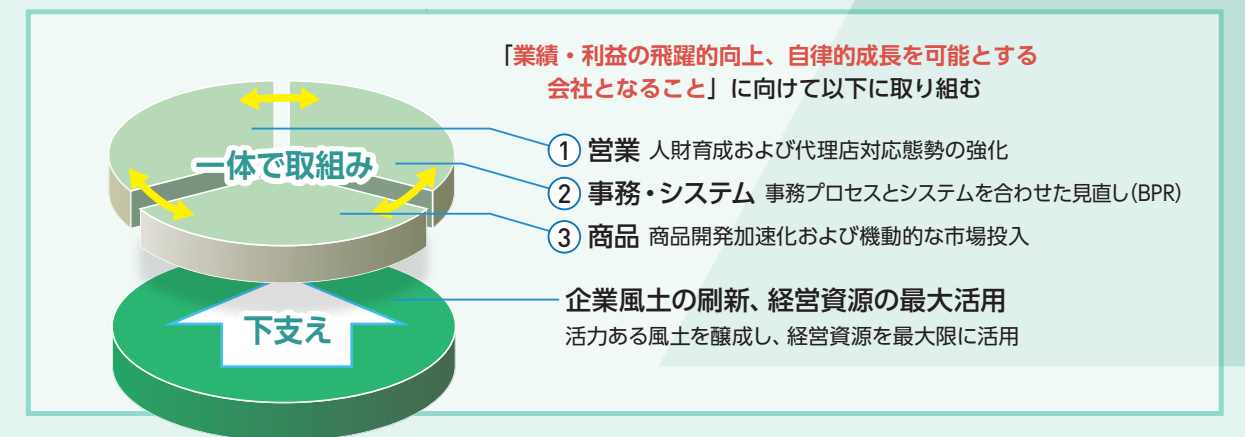
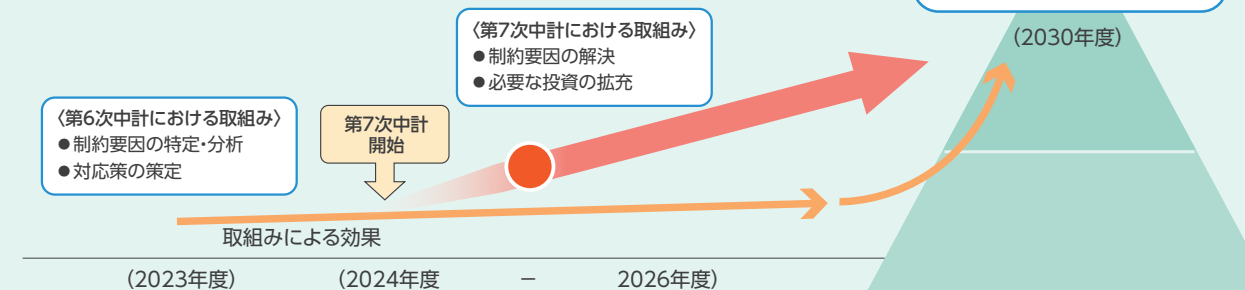
今後におきましても、当社は業績・利益の確保に努め、お客さまと社会の信頼にお応えしてまいります。

明治安田損害保険 第7次中期経営計画

2030年にめざす姿

「団保No.1」のサポート、リスクソリューション®サービス等を通じて、持続可能な社会へ貢献し、明治安田グループの企業価値向上に寄与し、**お客さまから信頼を得て選ばれる損害保険会社**

【第7次中期経営計画の位置づけ】



Kizuna運動

「Kizuna運動※」とは、明治安田グループが展開する「企業風土・ブランド創造運動」運営の中心となるボトムアップ型の小集団活動です。従業員一人ひとりの具体的かつ自発的な行動を通じて、当社らしい新しい価値の提供と企業風土づくりに向けたさまざまな活動に積極的・

主体的に取り組めます。

※企業ビジョンにおける4つの絆を深める当社独自の活動であること、また、「(Ki)きっと届く、(zu)ずっとつながる、(na)なかまの想い」という活動意義を表現した運動名称です。

お客さまとの絆

お客さまに寄り添い、アフターフォローで感動を追求する

地域社会との絆

社会から必要とされる価値を創造し、地域の発展に貢献する

未来世代との絆

未来の世代を想い、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献する

働く仲間との絆

挑戦意欲や多様性を尊重し、働きがいのある職場を実現する

お客さまとの絆



食と健康セミナー

お取引先の食品メーカーさまより講師をお招きし、従業員の健康意識向上を目的とした「食と健康」をテーマとしたセミナーを高田馬場・神田の2拠点で開催しました。「明日をつくる今日の食卓」や「カロリーコントロール」をテーマに、バランスの取れた栄養摂取やアレンジレシピ体験を行ない、日常生活への実践につながる内容となりました。今後も、お客さまとの協働を通じて双方にとって価値ある活動に取り組み、お客さまとの絆をよりいっそう深めてまいります。

地域社会との絆



神田祭

本社が所在する神田地区に鎮座する「神田明神」において、日本三大祭りの一つである「神田祭」の本祭に参加しました。当日は神田司町二丁目町内会の一員として、威勢の良い掛け声とともに神輿を担ぎ、沿道の観客と一体となって祭りを盛り上げました。今後も地域との深いつながりを感じるとともに、伝統文化の継承に貢献してまいります。

未来世代との絆



金融・保険教育

小中高生を対象に、当社従業員が講師を務める金融・保険教育の出張授業「みんなで考えるお金と保険の話」を実施しています。2025年度は計11回の授業を行ない、322名の生徒に金融リテラシーを学ぶ機会を提供しました。人生100年時代に不可欠な「自助の備え」の重要性を伝え、未来世代を担う子どもたちが豊かな人生を描く一助となるよう、今後も本活動を推進してまいります。



環境保全セミナー

NPO法人と協働し、環境保全セミナーと国産間伐材を活用した知育パズル制作を実施しました。制作した知育パズルは当社ゆかりの保育園に寄贈し、環境保全と子どもの健全育成の両立を図りました。今後も持続可能な社会の実現に向け、環境と未来世代の双方に貢献してまいります。

働く仲間との絆



行動事例集

身近な働く仲間の業務における推奨事例・抑制事例を「行動事例集」として、当社内で相互に共有しています。役員・職員一人ひとりが、企業ビジョンの実現に向かって、共通の価値観である明治安田バリューに沿った行動を積み重ねていくことで、経営理念の実現をめざしています。

社長メッセージ	1
経営理念・企業ビジョン・明治安田バリュー	2
会社の特色 『ひと』中心経営	3
第7次中期経営計画（2024-2026年度）について	4
Kizuna運動	5

経営について	
① 代表的な経営指標	9
② 保険会社の現況に関する事項	10
③ 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	16
④ 内部統制システムの整備	17
⑤ コーポレート・ガバナンス体制	21
⑥ コンプライアンス（法令等遵守）の徹底	21
1. コンプライアンス基本方針	22
2. 社外・社内の監査態勢	23
3. 企業行動規範（CSR行動方針）	24
4. お客さま志向の業務運営方針	25
5. 販売・サービス方針（勧誘方針）	27
6. 保険契約に関する業務における基本方針	28
7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	29
8. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	29
9. 利益相反管理方針	30
10. 人権方針	31
11. 個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）	32
12. 独占禁止法遵守にかかる対応	36
⑦ リスク管理体制	37
⑧ ERMの推進	38
⑨ 資産運用方針	41
⑩ 第三分野保険に係る責任準備金の確認	41
⑪ お客さまサービス	42
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	42
2. 情報開示	44
3. 旧会社におけるご契約について	44
⑫ サステナビリティ経営への取り組み	46
1. 事業活動とSDGsの関係	46
2. 「優先課題（マテリアリティ）」の設定	46
3. 具体的な取組事項	47
⑬ 社会貢献活動	49
⑭ 普及啓発・理解促進活動	52

商品・サービスについて	
① 保険のしくみ	54
1. 損害保険制度	54
2. 損害保険契約の性格	54
3. 再保険について	54
② 約款	54
1. 約款の位置づけ	54

2. ご契約時にご留意いただく事項	55
3. 約款に関する情報提供方法	55
③ 保険料	55
1. 保険料の収受・返戻（へんれい）	55
2. 保険料率	55
④ 保険募集	56
⑤ 保険金のお支払い	57
1. 保険金のお支払いのしくみ	57
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	58
⑥ 取扱商品	59
1. 販売商品の一覧	59
2. 主な商品の開発・改定状況	61
3. リスクソリューション®サービス	62
4. 代理店の役割と業務内容	62
5. 損害保険代理店制度および募集態勢	62

業績データ	
《事業の概況》	
① 保険の引受	64
1. 保険料・従業員一人当たり保険料	64
2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	65
3. 解約返戻金	65
4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	66
5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	66
6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率	67
7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率	67
8. 未収再保険金の額	68
9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	68
10. 出再を行なった再保険者の数	68
11. 出再保険料の上位5社の割合	68
12. 出再保険料の格付ごとの割合	69
13. 保険引受利益	69
14. 契約者配当	69
15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	70
② 資産運用の状況	70
1. 資産運用の概況	70
2. 利息配当収入の額および運用利回り	71
3. 資産運用利回り（実現利回り）	72
4. （参考）時価総合利回り	72
5. 海外投融資残高および利回り	73
6. 保有有価証券利回り	73
7. 公共関係投融資（新規引受ベース）	73
8. ローン金利	73
③ 特別勘定に関する指標	73
④ 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）	74

《経理の概況》	
① 計算書類等	76
1. 貸借対照表	76
2. 損益計算書	81
3. 貸借対照表の推移	83
4. 損益計算書の推移	84
5. キャッシュ・フロー計算書	85
6. 株主資本等変動計算書	86
7. 1株当たり配当等	87
8. 1株当たり純資産額	87
9. 従業員一人当たり総資産	87
10. 会計監査	87
② 資産・負債の明細	88
1. 現金及び預貯金	88
2. 商品有価証券	88
3. 保有有価証券の内訳	88
4. 有価証券残存期間別残高	89
5. 業種別保有株式	89
6. 貸付金業種別内訳	90
7. 貸付金使途別内訳	90
8. 貸付金担保別内訳	90
9. 貸付金企業規模別内訳	90
10. 貸付金地域別内訳	90
11. 貸付金残存期間別残高	90
12. 住宅関連融資	90
13. 保険業法に基づく債権	91
14. 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況（保険金信託業務を行なう場合）	91
15. 有形固定資産	91
16. 支払承諾の残高内訳	92
17. 支払承諾見返の担保別内訳	92
18. 保険契約準備金	92
19. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	93
20. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	93
21. 責任準備金の残高の内訳	94
22. 責任準備金積立水準	94
23. 長期性資産	95
24. 引当金明細表	95
25. 貸付金償却の額	96
26. 資本金等明細表	96

③ 損益の明細	97
1. 売買目的有価証券運用損益	97
2. 有価証券売却益	97
3. 有価証券売却損	97
4. 有価証券評価損	97
5. 固定資産の処分損益	97
6. 事業費の内訳	98
7. 減価償却費明細表	98
④ 時価情報等	99
1. 有価証券に係る時価情報	99
2. 金銭の信託	100
3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）	100
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	100
5. 先物外国為替取引	100
6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く）	101
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	101
⑤ 財務諸表の適正性・内部監査の有効性についての代表者確認書	102

会社概要	
① 会社の沿革	103
② 主要な業務	104
③ 経営の組織	105
④ 株主・株式の状況	106
1. 基本事項	106
2. 株主総会議案等	106
3. 株式分布状況および大株主	106
4. 配当政策	106
5. 資本金の推移	107
6. 最近の新株および社債の発行	107
⑤ 役員の状況	108
⑥ 会計監査人の状況	110
⑦ 従業員の状況	110
1. 従業員の状況および平均給与	110
2. 多様性に関する指標	110
3. 採用方針	111
4. 研修制度	111
5. 福利厚生	111
6. 多様な働き方の推進・健康増進への取組み	111
⑧ 設備投資等の概要	111
⑨ 保険会社およびその子会社等の概況	111

損害保険用語の解説	112
-----------	-----

索引	117
----	-----

1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
正 味 収 入 保 険 料	14,862	15,327	15,692
正 味 支 払 保 険 金	5,159	5,098	5,108
正 味 損 害 率	40.2	38.3	37.7
正 味 事 業 費 率	52.6	51.5	51.7
保 険 引 受 利 益	685	729	963
経 常 利 益	1,078	1,216	1,594
当 期 純 利 益	709	777	1,003
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	(2814.7)	(2642.5)	743.2
総 資 産 額	67,909	62,769	63,763
純 資 産 額	26,445	21,895	23,367
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	2,259	2,247	2,905

(注1) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)および第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。
(注2) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」における()内数値は、旧基準に基づく単体ソルベンシー・マージン比率です。

< 正味収入保険料 >

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料です。

< 正味支払保険金 >

元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

< 正味損害率 >

正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要した費用)の割合です。

< 正味事業費率 >

正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用)の割合です。

< 保険引受利益 >

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一

般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

< 経常利益 >

保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常収益・費用を加減したものです。

< 当期純利益 >

経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

< 単体ベースのソルベンシー・マージン比率 >

通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標の一つです。100%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

< 総資産額 >

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

< 純資産額 >

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

< その他有価証券評価差額 >

保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期

保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額です。

【不良債権の状況】

不良債権には、「保険業法に基づく債権」という基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した内部監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築しています。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

○「保険業法に基づく債権」の状況

「保険業法に基づく債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」、「正常債権」の5区分からなります。

2025年度末現在、当社が保有する債権は、すべて「正常債権」(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとされるもの)に区分されています。

2 保険会社の現況に関する事項

【経営環境】

当年度の日本経済は、主要国の通商政策の変化や、中東における軍事衝突、国際的な金融市場における金利や為替の変動等、環境の不確実性が一段と高まるなか、国内では賃上げや就業者数の増加等を背景に個人消費が堅調に推移し、全体として底堅い動きが続きました。

こうした環境のもと、国内の長期金利は、消費税減税を巡る議論に伴う財政健全化への懸念等により上昇基調で推移した後、衆議院選挙における与党の歴史的圧勝を受け落ち着いた動きとなりました。その後、中東情勢の悪化に伴う世界的なインフレ懸念により各国の金利が上向くなか、上昇に転じました。米国の長期金利は、関税措置に伴うインフレ懸念等から一時的に上昇したのち、FRBによる利下げ等により、低下基調で推移しましたが、年度末にかけては同様に上昇しました。日米の株価は、両国の堅調な景気や、日本においては高市新政権下での経済対策への期待等もあり、上昇基調で推移したものの、米国を中心とする一部ハイテク株の急落や、中東情勢の悪化を受け、下落に転じました。ドル円相場は、日本の実質金利がきわめて低い水準にあることや、有事のドル買い等により、総

じて円安方向で推移しました。

【損害保険業界の諸課題】

近年、カルテル(不当な取引制限)、保険金不正請求行為、個人情報漏洩等一連の不祥事が発覚したことから、損保業界全体に対するお客さまの不信感が強まりました。

これを受け、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」や、金融審議会による「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」等が開催され、不適切行為の誘因や適切な競争を阻害する要因となった損害保険会社、保険代理店、企業間の関係やそれをふまえた商慣習等の構造的課題への対応が議論されました。この有識者会議やワーキング・グループの報告や提言をふまえて、2025年5月に「保険業法」の改正、また、2025年8月以降、複数回にわたり金融庁による「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正が行なわれました。

【事業の経過】

(第7次中期経営計画)

当社は、2024年4月から第7次中期経営計画「GO BEYOND!～さらなる成長へ向け挑戦!～」をスタートさせました。本中期経営計画策定

にあたり、当社は「2030年にめざす姿」を次のように掲げています。

- ▶ お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供、保険引受・保険金支払等の基幹機能の高度化および業界トップレベルの健全性を活用した収益力向上を通じて、お客さまから信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社
- ▶ 明治安田生命の「団保No.1」をサポートする役割を最大限発揮するとともに、企業の経営リスクを補償する商品と特色ある「リスクソリューション[®]」サービス等による地域活性化への貢献を通じて、持続可能な社会への貢献と、明治安田グループの社会的価値と経済的価値の向上に寄与する損害保険会社

これらを実現するため、本中期経営計画では「業績・利益の飛躍的向上」と「自律的成長を可能とする会社となること」をめざし、そのための重点3方針として、「利益の確保」、「お客さま満足度の向上」、「経営態勢の強化」を定めるとともに、第6次中期経営計画で課題認識された「営業態勢」、「商品」、「事務・サービス」の改革に取り組んでいます。

あわせて、お客さま満足度・従業員満足度の向上、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進、女性登用をはじめとするDE&Iの推進のほか、経営環境やお客さまニーズが変化する可能性への対応にも引き続き取り組みました。

また、サステナビリティ経営については、当社の優先課題として「健康寿命の延伸」、「地方創生の推進」、「環境保全・気候変動への対応」、「こどもの健全育成」、「金融サービスの平等なアクセス確保」、「DE&Iの推進」、「人権の尊重」の7項目を設定し、Kizuna運動^{*}とも連携して、持続可能な社会の実現に向けて取り組みました。

※Kizuna運動とは、明治安田グループが展開する「企業風土・ブランド創造運動」運営の中心となるボトムアップ型の小集団活動です。

当社はこれからも、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮し、社会的価値と経済的価値の向上をめざします。お客さまに「確かな安心を、いつまでも」提供できるよう、魅力ある商品・サービスの提供、それによるお客さま満足度の向上、お客さま数の拡大を通じて、当社のさらなる成長につなげるという好循環を生み出して、お客さまから信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社をめざします。

(2025年度の主な取組み)

2025年度は、第7次中期経営計画の「2030年にめざす姿」「企業ビジョン」および「明治安田バリュー」等をふまえ以下のとおり「重点3方針」に基づいて、さまざまな取組みを行ないました。

1. 「利益の確保」
 - ・「団保No.1」への貢献をはじめとした明治安田グループの社会的価値と経済的価値の向上および社会課題の解決への役割発揮
 - ・経営資源の効果的活用を通じた、長期持続的・自律的な成長軌道の実現
2. 「お客さまの満足度の向上」
 - ・事務・システムの総合的な見直し(BPR)および生命の企業保険システム刷新への対応等による業務品質・効率性向上
 - ・対面と非対面の融合によるお客さま利便性のいっそうの向上
 - ・団体の福利厚生制度充実や企業の経営支援に資する商品・付加価値サービスの提供
3. 「経営態勢の強化」
 - ・「『ひと』中心経営」の推進
 - ・収益力強化と資本の有効活用に向けたERMの経営への活用
 - ・社会・経営環境に対応したリスク管理・コンプライアンス推進態勢と内部管理態勢の高度化
 - ・SDGs達成に向けた社会的要請をふまえたサステナビリティ経営の推進
 - ・損保業界課題への態勢整備

〔営業〕

当社の最大の代理店である明治安田生命法人営業部門との連携を深めるとともに大型代理店向けの営業態勢を強化することにより、収入保険料の拡大に取り組みました。

企業・団体のお客さま向けの福利厚生制度関連商品については、従来から強みとしていた「対面」に加えて、「非対面」を融合したハイブリッド型の営業を推進しました。特に「非対面」は、YouTube等動画コンテンツによる説明、オンラインでの面談、明治安田生命のコールセンターによるアウトバウンドコールの実施、Webを活用した各種手続き等に取り組み、お客さまに対する接点の拡大および利便性の向上を図りました。また、傷害保険の総合補償型への移行や弁護

士費用補償特約の採用働きかけ等を通じて、明治安田生命法人営業部門が取り組むお客さま数の拡大をめざしました。

企業経営を支える商品については、2023年度から開始した明治安田生命以外の代理店への営業態勢の強化をさらに進め、当社と協働する代理店と連携して火災保険等の取扱拡大に取り組むとともに、競合が激しい取引信用保険や会社役員賠償責任保険(D&O保険)については早期活動による既契約の更改と新規契約の開拓に努めました。

〔サービス〕

お客さまサービスの向上については、経営理念である「確かな安心を、いつまでも」をお客さまにお届けするため、業務プロセス全般の見直しと基幹システムやUX/UIの刷新等を行なう「事務・システム改革」を引き続き推進しました。なかでも、損害保険会社の中核業務である保険金の支払いについては、より適切、迅速かつ丁寧な支払いに向け、業務プロセスの抜本的な見直しと保険金支払ワークフローシステムの見直しを一体で行なう「保険金支払事務・システム改革プロジェクト」に取り組みました。また、お客さま通話音声テキスト化するシステムを導入し、全通話の苦情モニタリングを開始しました。今後、通話テキストデータのAI分析等、お客さまの声を網羅的に把握し業務品質の向上に活かす取組みを推進します。

〔経営品質〕

(お客さま志向の業務運営)

「『お客さまの声』を活かす委員会」を通じて、「お客さまの声」の収集・分析をふまえた業務改善をはじめとし、損害保険会社としての事業運営を着実に遂行できるよう、保険金支払を含む業務運営態勢の継続的な強化を行なう等、お客さまに寄り添ったサービスの向上に取り組みました。その結果、「お客さま志向の業務運営方針」の定着度合いを評価するための、お客さま満足度に関する指標(①ご契約者(企業・団体)の声、②ご加入者(被保険者)の声)は、いずれも高い水準を維持しました。当社は、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」等に基づく取組方針を公表した金融事業者として、「お客さま志向の業務運営方針」に基づくこれらの取組状況を、当社ホームページに掲載・公表しました。あわせ

て、消費者庁推奨の「消費者志向自主宣言事業者」として、消費者庁ホームページにも取組状況が掲載されています。

(統合的リスク管理(ERM運営))

リスク管理については、リスクテイクの方針を定めた「リスクアペタイト方針」のもと、統合的リスク管理(ERM運営)を推進しています。

当社が直面するさまざまなリスクを全社的・横断的に把握し、健全性・収益性・成長性のバランスを図りながら、企業価値の持続的な向上をめざし、ERMの枠組みを経営計画の策定・運用に活用しています。

当社では、ERMの経営への浸透・定着を図る観点から、経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR)やリスク対比でのリターン(RoR)を、経営計画における評価指標としてモニタリングするとともに、親会社である明治安田生命から割り当てられた仮想的な資本(リスク資本)の枠内で統合リスク量を適切にコントロールしました。

健全性については、2026年3月末におけるESRは743.2%と、十分な健全性を維持しました。

業務遂行から生じるさまざまなリスクについても、それらを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール等のリスク管理プロセスを通じて、今後についても事業全体の統合的リスク管理を推進していきます。

当社にとって影響の大きいリスクを重要リスクとして特定し、このうちトップリスクとして、「人財の確保・育成・活用への対応不十分」「ICT・DXの進展への対応不十分」「業界課題等への対応不十分」を設定し、これらに対応する会議体等において、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。

(サイバーセキュリティ対策)

サイバー攻撃や大規模なシステム障害に備え、アクセスモニタリングを通じた不正検知に継続的に取り組むとともに、経営層向けサイバーセキュリティ研修等を計画的に行ないました。加えて、明治安田グループ全体で行なっているサイバーセキュリティ対策会議に参画する等グループとしてのセキュリティ対策にも積極的に取り組みました。

あわせて金融庁が実施しているサイバーセ

キュリティセルフアセスメントの結果をふまえ、サイバーセキュリティ強化計画を策定し、インシデント発生時の初動対応やサードパーティリスク管理強化対応等を推進しました。

(コンプライアンス)

「業務のあらゆる面において最優先する」という基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の定着、コンプライアンス態勢の高度化に取り組みました。

具体的には、明治安田グループ共通の企業理念である「明治安田フィロソフィー」やグループ従業員の明治安田バリューである「私たちの行動原則」を、職員一人ひとりが「自分ごと化」して日々の業務に活かせるよう、プリンシプルベースのコンプライアンス教育に継続的に取り組みました。また、行動原則の視点から全職員の業務上の経験を集約・共有する「明治安田損害保険の行動事例集」を直近の事例にアップデートする等、徹底を図りました。

なお、損害保険業界において2023年に発生しましたコンプライアンス違反事案(共同保険の価格調整事案)については、当社内でも十分な調査を行ない、類似案件を含め該当事案がないことを確認するとともに、改めて当該事案をふまえたコンプライアンス教育を、全役職員を対象に実施しました。

また、同じく損害保険業界において発生した乗合代理店における情報漏洩事案についても、当社職員が原因となる情報漏洩はないことを確認するとともに、一部の乗合代理店からの当社契約情報の漏洩については、代理店と連携して適切に対応、再発防止策を策定しました。

上記の事案等を契機とする2024年以降の金融審議会等の「顧客本位の業務運営の徹底」および「健全な競争環境の実現」に関する各種報告や提言、2025年以降の保険業法や保険会社向けの総合的な監督指針等の改正等に対しては、当社ビジネスモデルの特性をふまえつつ、各種ガイドライン等も参考に必要な態勢整備や業務の見直しを進めています。

(「ひと」中心経営)

従業員を企業価値創出の源泉と捉える「『ひと』中心経営」を推進するため、「人財」への積極的な投資を行ない、従業員のエンゲージメント向上に取り組むことを通じ、持続的な企業価値の向上に努めました。

人財の育成・活用については、働きやすく、働

きがいのある職場の実現に向け、一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、テレワークやフレックスタイム、時間年休等を活用した柔軟な働き方を推進しています。また、従業員の心理的安全性を確保し、働きやすく活力ある職場を実現するため、管理監督者層を対象としたマネジメント研修や、従業員同士のコミュニケーションを促進する社内イベントの企画・運営を行ないました。

DE&Iの推進に向けては、昨年度に引き続き女性のさらなる活躍を後押しする「女性活躍推進プログラム」を開催し、受講者の課題にあわせて実効性を高めるためのカリキュラムを実施しました。また、シニア層に向けては、「高齢者雇用制度」(65歳以降の再雇用制度)の運用を開始しました。なお、女性活躍の推進については、2024年6月に厚生労働大臣(東京労働局)から女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定(2段階目)を取得しました。現在は次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」取得をめざし、一般事業主行動計画に定めた目標達成に向け従業員の子育てを支援する取り組みを行なっています。

日々の業務を担う当社役職員の健康づくりについては、明治安田グループとして推進する「みんなの健活プロジェクト」の展開にあわせ、ウォーキングイベントの開催等全社をあげて取り組みました。なお、当社は、健康企業宣言東京推進協議会認定の健康優良企業「金の認定」および日本健康会議による「健康経営優良法人(中小規模法人部門(ネクストブライツ1000))」を取得しました。

(サステナビリティ経営)

明治安田グループとして推進するサステナビリティ経営への対応(持続可能な社会への貢献)については、当社のサステナビリティに関する優先課題(マテリアリティ)として設定した7項目について、経営計画と連動した具体的な実施事項を定めて全社的な取り組みを進めました。こうした取り組みについては、経営層で構成される「サステナビリティ推進委員会」を年4回開催し、PDCAサイクルを通じて実効性を確保するとともに、取り組みの高度化を図りました。当期は①再生可能エネルギーを利用したCO2排出量の削減、②当社の職員が講師となって高校生等に金融に関連した講義を行なう金融教育、③役職員への

SDGsの浸透を目的とした外部講師による勉強会の開催等、さまざまな活動を推進しました。

[資産運用]

安全性・健全性・流動性に引き続き留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針とし、国債による運用(コア運用)を基本に、収益力向上の観点から、投資信託による外国債券・内外株式等へ分散投資(サテライト運用)を実施しました。

2025年度も資産運用計画に基づき、投資環境とその見通しをふまえ、コア部分の国債への再投資、サテライト部分の国内株式ファンドおよび外国株式ファンドの買い入れに加え、一部低利回り債券の入れ替えを実施しました。また債券レポ取引等の担保金を活用した合同運用指定金銭信託の設定等による運用収益の積み増しを行ないました。

【事業の成果】

以上のような取り組みを行なった結果、2025年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が158億56百万円、資産運用収益が8億85百万円となり、経常収益は167億57百万円となりました。一方、保険引受費用が102億67百万円、営業費及び一般管理費が47億9百万円となり、経常費用は151億63百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて3億77百万円増加し、15億94百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて2億26百万円増加し、10億3百万円となりました。

※15ページの【決算のながれ】も、あわせてご参照ください。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて3億65百万円増加し、156億92百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は前期に比べて9百万円増加し、51億8百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は37.7%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については前期に比べて69百万円増加し、46億24百万円となった結果、正味事業費率は51.7%となりました。これらに積立保険料等運用益、支払備金戻入額および責任準備金

繰入額等を加減した保険引受利益は前期より2億34百万円増加し、9億63百万円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険：正味収入保険料は12億63百万円となりました。正味支払保険金は2億34百万円で、正味損害率は19.1%であります。

傷害保険：正味収入保険料は122億42百万円となりました。正味支払保険金は41億46百万円で、正味損害率は39.8%であります。

その他の保険：その他の保険は、信用保険、賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、自動車損害賠償責任保険等が主なものであり、正味収入保険料は21億87百万円となりました。正味支払保険金は7億27百万円で、正味損害率は36.7%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

2026年3月31日現在の総資産は637億63百万円となりました。このうち運用資産は594億89百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は93.3%であります。資産の主な内訳は、国債245億40百万円、金銭の信託175億円、その他の証券87億34百万円、預貯金49億30百万円等であります。また、利息及び配当金収入は6億57百万円となりました。

【対処すべき課題】

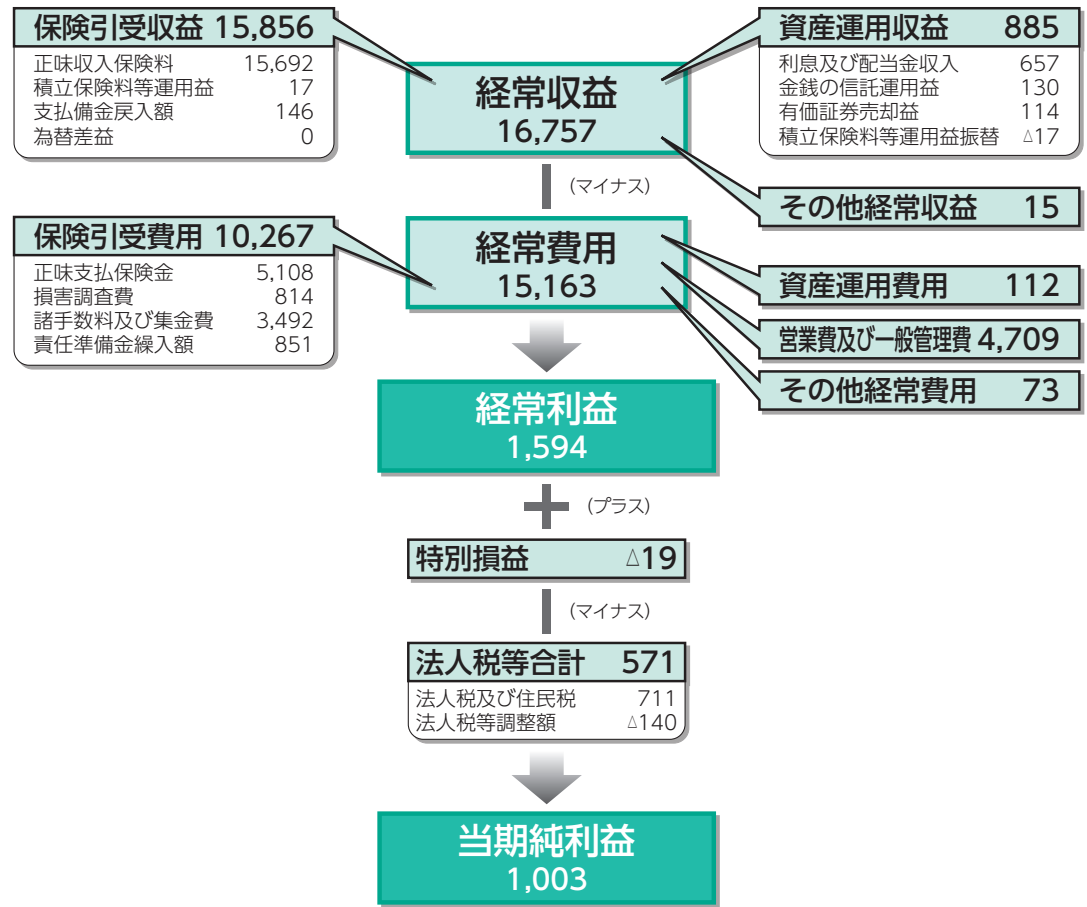
2025年度においても、2024年度に引き続き、「損害保険業界における諸課題への対応」、「営業態勢の複線化と営業力強化」、「2『大』プロジェクト*に貢献する当社主導の取り組み」、「人財力の強化・活用」、「働きやすく活力のある職場づくり」、「リスク・リターンに基づくERMの経営への活用」を課題として認識し、対応してきました。

また、経営環境をふまえた課題として、「人口動態をふまえた顧客基盤の維持拡大」、「人財確保に向けた社会・経済情勢への対応」、「SDGs実現への社会的要請をふまえた経営の推進」、「非対面およびIT活用の広がりへの対応」、「『ひと』中心経営の強化」、「経済価値ベースの監督規制導入への対応」、「コンプライアンスへのさらなる取り組み」について、引き続き強化が必要であると認識し、経営計画に対策を織り込んで対応しました。

※2『大』プロジェクトとは、明治安田グループが推進する、お客さまの健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」および豊かな地域づくりをめざす「地元の元氣プロジェクト」の総称です。

【決算のながれ】

(単位：百万円)



【格付会社からの評価】

当社では、財務の健全性等経営内容を客観的にご判断いただくため、格付会社に依頼し、保険財務力について「格付」を取得しています。(2026年6月29日時点)

A+

「S & P グローバル・レーティング」
【保険財務力格付け】

保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい

※記載の格付は、当社が依頼して取得したものです。
※記載の格付会社は、金融庁の登録を受けた信用格付業者です。
※格付は、個別の保険契約の加入・解約・継続を推奨するものではありません。
※格付は、上記時点での格付会社の意見であり、将来的に変更・保留・撤回されることがあります。

3 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項 目 \ 年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)	14,822 (0.5%)	14,724 (△0.7%)	14,862 (0.9%)	15,327 (3.1%)	15,692 (2.4%)
経 常 収 益	15,528	16,192	15,529	15,956	16,757
経 常 利 益	1,947	866	1,078	1,216	1,594
当 期 純 利 益	1,147	450	709	777	1,003
資 本 金 の 額 (発 行 済 株 式 総 数)	10,000 (40万株)	10,000 (40万株)	10,000 (40万株)	10,000 (40万株)	10,000 (40万株)
純 資 産 額	26,060	25,104	26,445	21,895	23,367
総 資 産 額 (う ち 積 立 勘 定)	67,732 (-)	66,368 (-)	67,909 (-)	62,769 (-)	63,763 (-)
責 任 準 備 金 残 高	17,956	18,086	18,523	19,176	20,028
貸 付 金 残 高	-	-	-	-	-
有 価 証 券 残 高	38,344	24,459	26,140	30,743	33,277
単 体 ベ ー ス の ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率	(2,847.6%)	(2,940.4%)	(2,814.7%)	(2,642.5%)	743.2%
配 当 性 向	70.0%	70.0%	70.0%	617.8%	70.0%
従 業 員 数	210名	206名	213名	215名	219名

(注1) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)および第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。
(注2) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」における()内数値は、旧基準に基づく単体ソルベンシー・マージン比率です。

4 内部統制システムの整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務です。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めています。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事するすべての役職員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しています。

【内部統制システムの基本方針】

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス基本方針、コンプライアンス基本規程）

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスを推進する。

（コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル）

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に配布し、周知徹底する。

（コンプライアンスに関する委員会）

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

（コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等）

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

（コンプライアンス・プログラム）

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的なコンプライアンス取組計画を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

（コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応）

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しています。

さらに、各組織において業務プロセスを明確化した「手順・解説書」を作成しております。そのすべての「手順・解説書」を対象に整備状況を定期的に点検し、リスク発生の未然防止・縮減を図っています。

また、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めており、その内容と運用状況の概要は以下のとおりです。内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

（反社会的勢力・金融犯罪への対応）

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署をリスク管理・コンプライアンス部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関、明治安田生命とも連携し、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、年度始に取締役会において具体的なコンプライアンス取組計画を策定し、その実施状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行なっています。

II. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、リスク管理、コンプライアンス態勢を一元的に管理する統括部署としてリスク管理・コンプライアンス部、お客さまからのお申し出対応態勢の統括部署として事務・システム企画部を設置し、明治安田グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（情報の保存および管理に関する規程）

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報（取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社が保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類・重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」、取締役会・経営会議等の各種会議の資料および議事録等を含む電磁的記録媒体および紙文書の保存・消去・廃棄を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（リスク管理基本方針、リスク管理基本規程）

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本方針である「リスク管理基本方針」および基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理を推進する。

（リスク管理に関する委員会）

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

（リスク管理統括部署・リスク管理責任者等）

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

（リスク管理態勢）

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、類別および組織別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、類別リスク管理、組織別リスク管理および類別リスクを総体的に把握する統合リスク管理の観点から推進する。

（リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応）

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つと位置付け、「リスク管理方針」、「統合リスク管理方針」、「類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」、その下位規程としてリスク管理、統合リスク管理、類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、リスク管理態勢を構築しています。

蓋然性・影響度を評価し、会社経営に与える影響の大きい当社の重要リスクを特定のうえ、リスク管理状況を定期的に取締役会へ報告しています。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しています。

経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表取締役社長が決裁しています。当社の経営方針等に関わる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制
(代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるように、「経理規程」、「代表者確認規程」等、財務報告に必要な規程等を整備しています。

また、「内部統制委員会」において、決算業務の自己点検等の実施結果を審議し、その結果をふまえて代表者確認を実施しています。

なお、2024年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項については、その表示内容が適正であることを代表者が確認しています。

あわせて、明治安田生命の連結子会社としての内部宣誓にあたり、「内部統制委員会」において自己点検等の実施内容を審議しています。

5. 明治安田グループにおける業務の適正を確保するための体制

明治安田グループとは、親会社である明治安田生命、ならびにその子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等から成る企業集団をいう。

(親会社との連携)

当社は、明治安田生命と連携し、当社の業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努めるとともに、明治安田生命へ報告すべき事項については定期的にまたは適時に報告する。

(不適切な取引への対応)

当社は、明治安田グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、当社において生じ得る不祥事件等が、明治安田グループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、当社において重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が明治安田グループ会社に波及することを最小限に留めべく、速やかに明治安田生命に報告する。

(モニタリング)

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を被監査部署に通知のうえ、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の内部監査部門による内部監査を受け、明治安田生命に対して指摘事項に対する改善策およびその進捗状況を定期的に報告する。

【運用状況の概要】

当社は、親会社である明治安田生命の「国内グループ会社経営管理規程」に基づき、明治安田生命の総括管理部等による管理態勢のもと、コンプライアンス・リスク管理を含む業務を運営しています。

また、明治安田生命内部監査部門による内部監査を受け、指摘事項に対する改善状況を定期的に当社の経営会議・取締役会および明治安田生命内部監査部門に報告しています。

Ⅲ. 監査役の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査補助者)

当社は、監査役が監査の実施上必要がある場合は、内部監査部門に所属する使用人を監査補助者としてことにより、監査役を補助する組織・要員を確保する。

(内部監査部門への要員配置)

当社は、監査の実効性を確保するため、内部監査部門に、必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

(独立性ならびに指示の実効性の確保)

当社は、監査補助者である使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

2. 当社の監査役への報告に関する体制

(当社の取締役、および使用人による当社の監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査役出席、当社の取締役、使用人等と監査役との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②当社の内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③当社の苦情の処理および内部通報制度の利用の状況
- ④その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

(監査役への報告体制)

当社は、取締役会への業務執行報告とは別に、監査役に対して定期的・臨時的に業務執行状況を報告する機会を設ける等、業務執行に対する監査役の監査機能を十分に果たせる仕組みを整備する。

3. その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保つとともに、リスク管理・コンプライアンスの適正性等の状況について、内部管理部門との連携を通じて情報共有を行なう等、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

(監査費用)

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

常任監査役は、重要な会議・委員会等に陪席し、必要に応じて意見を具申するとともに、取締役等と定期的な意見交換を実施しています。

加えて、内部監査部門である内部監査部から内部監査に係る結果報告を受けるとともに、内部監査部門と連携し、監査対象組織との意見交換会に出席しています。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

- (3) コンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告体制を整備する。
- (4) コンプライアンスに関する重要な課題を、適時適切に経営層に報告する体制を維持する。

4. 推進すべきコンプライアンス項目

当社は、特に推進すべきコンプライアンス項目を以下のとおり定める。

- (1) 当社およびグループ内の金融機関が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。
- (2) お客さまの個人情報を含む当社の機密情報を適切に取り扱うとともに、それらを保護・管理するよう適切な措置を実施する。
- (3) 暴力団やその他犯罪組織等の反社会的勢力との関係を遮断するよう適切な措置を実施する。
- (4) 取引がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に利用されないよう適切な措置を実施する。
- (5) 職務上、他社の重要情報やそれに該当する可能性のある情報を取得した場合において、その情報が公表される前に、当該会社の株式等の売買をする等の不正な取引(インサイダー取引)を未然に防止するよう適切な措置を実施する。
- (6) 不当な利益や優遇措置の取得・維持等を目的とする接待・贈答・金銭その他の利益・優遇の授受・供与を未然に防止するよう適切な措置を実施する。
- (7) 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不正な取引は行なわない。

5. コンプライアンス推進の方法

当社は、コンプライアンス推進の有効性を確保するために、当社におけるコンプライアンス推進の方法を以下のとおり定める。

- (1) コンプライアンスを実現するためのフレームワークとして、「コンプライアンス取組計画」を年度ごとに策定し、推進する。
- (2) 役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成と組織のコンプライアンス風土定着に向けて、コンプライアンスの周知・教育を継続的に行なう。
- (3) お客さまに最適な商品と質の高いサービスを提供することに努める。
- (4) 内部通報窓口を設置し、通常の報告体制が機能しない場合、発見者から内部通報窓口への直接報告するルートを確認する。また、通報を理由とした不利益取り扱いを行なわない。
- (5) コンプライアンス上問題となる行為の報告を受けた部署が速やかに調査を行ない、一定の不祥事故の場合、社内規程に則り、行為者に対し厳正な懲戒処分を行なう。
- (6) コンプライアンス上問題となる行為が発生した場合、原因分析や再発防止策の策定等を行ない、速やかに改善するよう適切な措置を実施する。
- (7) 経営に重大な影響を及ぼす事項またはその懸念を発見・認識した場合には、これらの拡大または発生の防止に努めるとともに、取締役会および明治安田生命に速やかに報告を行なう。

2. 社外・社内の監査態勢

○社外の監査態勢

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく会計監査人(有限責任あずさ監査法人)の会計監査を受けています。

○社内の監査態勢

当社では、監査役による監査と、各業務執行部門から独立した内部監査部門(内部監査部)による内部監査を実施しています。

内部監査は、その実効性を確保するための「内部監査方針」に基づいて態勢が整備されています。内部監査は、当社のすべての部門を対象として、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リスクアセスメントに基づく内部監査を実施して

います。具体的には、会社として認識している重要リスクへの対応状況や経営計画の実施状況および各組織の業務遂行状況全般について検証・評価しています。内部監査の結果やその後の改善状況は取締役会等に報告しています。

また、内部監査品質の継続的な維持・向上を図るため、定期的に内部監査における国際的な団体である内部監査協会(IIA)が定める国際基準への適合性評価を行なっています。2024年度には第三者機関(監査法人)に評価を依頼し、IIAが定める国際基準への適合性評価において最上位の評価となるGC(Generally Conforms:一般的に適合している)を受けています。

3. 企業行動規範(CSR行動方針)

当社では、お客さま、社会、従業員からの期待に応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動規範(CSR行動方針)」を定めています。具体的には、法律はもとより、社会の良識

や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものです。

【企業行動規範(CSR行動方針)】

私たちは、明治安田グループの一員として、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」をめざし、以下に基づいて行動することで社会的責任(CSR)を果たします。

私たちの行動原則 — 確かな安心を、いつまでもお届けするために —

当社は、企業理念である「明治安田損保フィロソフィー」に基づき、「私たちの行動原則」を定めています。私たちは、本行動原則を、あらゆる業務において最優先される判断の基準としてつねに意識し、行動します。

「私たちの行動原則」全文は以下のURLからご覧ください。

<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/profile/policy/charter/>

損害保険協会の「行動規範」

当社の役職員は、損害保険事業が公共性の高い事業であることを自覚し、損害保険協会が定める「行動規範」に沿って行動します。

損害保険協会の「行動規範」全文は以下のURLからご覧ください。

<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/profile/policy/charter/>

4. お客様志向の業務運営方針

当社では、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、「お客様志向の業務運営方針」を定めています。また、消費者庁が推奨する消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に賛同し、「消費者志向自主宣言」を実施いたしました。本方針に基づき、業務改善事例等の取組状況等や、評価指数(KPI)を定期的に当社ホームページにて公表しています。

【お客様志向の業務運営方針 ―お客様志向自主宣言―】

1. お客様志向の徹底

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、「お客さまから信頼される損害保険会社」をめざし、お客さまの最善の利益が図られるよう、常にお客さまを大切にし、高い倫理観のもと行動することをすべての業務運営における基本原則として定め、お客さま志向の徹底に努めます。

【主な取組内容】

- お客さま志向の価値観の共有
経営理念「確かな安心を、いつまでも」、企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」およびこれらに基づく「明治安田バリュー」、「私たちの行動原則」を定め、全社で共有することにより、お客さま志向の意識醸成に努めています。
- お客さま志向の経営計画への反映
「お客さま満足度の向上」を中期経営計画および年度経営計画の重点方針の一つとし、指標を設定して向上に努めています。
- 持続可能な開発目標への取組み
サステナビリティ経営の推進態勢を構築し、優先課題(マテリアリティ)を設定のうえ、その解決に資する取組みを通じて持続可能な社会づくりに貢献していきます。

2. 「お客様の声」を経営に活かす取組み

お客さまからのご意見やご要望を「お客様の声」として広くお伺いするとともに、「お客様の声」を経営に活かす取組みを推進し、お客さま満足度の向上に努めます。

【主な取組内容】

- 「お客様の声」の業務改善への反映
 - ・お客さまからのお申し出(含む代理店経由)は、一元管理のうえ、適切な対応を遂行するとともに、その内容を分析して商品・サービスの改善に反映させる取組みを行なっています。
 - ・保険契約者である企業・団体のお客さま、および保険金をご請求いただいたお客さまへのアンケートを通じたご意見・ご要望について、定期的に集計・分析のうえ、業務改善に活かす取組みを推進しています。

3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供

お客さま満足を追求し、常にお客さまのニーズに則した最適な商品と質の高いサービスをご提供できるよう、SDGs(持続可能な開発目標)への貢献にも留意し、適正・適切に商品のご提案およびご契約後のフォローを行ないます。

【主な取組内容】

- お客さまの多様なニーズにお応えする商品ラインアップ
企業・団体のお客さま向けに、各種福利厚生制度関連商品およびリスクソリューション[®] 型商品等をご提供しています。
- お客さまのニーズやご意向をふまえたコンサルティングサービス
きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案のうえ、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案し、「意向確認書」等を用いて確認しています。

○お客さま視点に立った情報提供

- ・お客さまにとって重要な情報をわかりやすく、丁寧にご説明するため、専門用語の平易な言葉への言い換えや文字の拡大等、お客さまの誤解を招くことがないよう、お客さまの視点に立ったわかりやすい募集資料等(パンフレット・提案書・重要事項説明書、ご契約内容のお知らせ等)の作成に努めています。
- ・ご高齢のお客さまに対し、お客さまとご連絡が取れない場合や、当社からの各種送付物等がお届けできない場合に対処するため、第二連絡先(ご家族のご連絡先)の登録をご案内しています。また、一定年齢に達したお客さまを対象に、「現況確認」、「請求確認」、「連絡先確認」(第二連絡先の登録のお願い)のため、電話によるご案内を行なっています。

○お客さまの最善の利益に資する商品提供を確保する体制

お客さまに安心して商品に加入いただき、長期にわたってご継続いただけるよう、商品開発時にはお客さまのニーズを十分ふまえるとともに、販売後も継続的な商品性の検証や改善のプロセスを通じ、品質確保の取組み(プロダクトガバナンス)に努めています。

4. 保険金の確実なお支払い

保険金のお支払いに際しては、お客さまはじめ関係者への配慮を常に心がけ、適正かつ迅速にお支払いします。

【主な取組内容】

- 保険金の適正かつ迅速なお支払い
 - ・お客さまから保険金のご請求があった場合、保険事故の内容を正確に把握し、お客さまのご不明な点に関して適切なアドバイスを行なうとともに、適正かつ迅速な保険金のお支払いに努めています。
 - ・ご請求いただいた際に、請求内容以外に保険金をお支払いできる可能性を確認し、追加のご請求に向けたご案内を行なっています。

5. 利益相反の適切な管理

利益相反の適切な管理を行なうために、「利益相反管理方針」等を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、適切に管理・対応するよう努めます。

【主な取組内容】

- 利益相反管理態勢と教育
 - ・利益相反管理に関する統括部署を設け、報告・管理態勢を構築し、適切に対応しています。
 - ・利益相反のおそれのある取引の類型を定め、環境変化等をふまえて随時見直しを行なうとともに、役員および代理店に対し、利益相反への対応に関する教育・研修等を実施しています。

6. お客様志向の取組みの確保

お客さま志向の取組みの確保に向け、取組事項の定期的な検証・改善に努めます。また、お客さま志向のコンサルティングを行なうために必要な知識・スキルを職員および代理店が習得できるよう、教育・研修の充実に努めます。

【主な取組内容】

- 職員および代理店に対する教育・研修
職員および代理店に対し、お客さまに最適な商品とクオリティの高い商品・サービスをご提供するための商品・金融知識の習得に向けた各種教育・研修・サポートを実施しています。
あわせて、お客さまを大切にする姿勢・行動をはじめとしたコンプライアンスの指導・徹底も実施しています。
- 取組事項の定期的な検証・改善
年度の経営計画等において、お客さま満足度の向上に向けた取組みを具体的に設定し、定期的に進捗状況を検証しています。

5. 販売・サービス方針（勧誘方針）

当社では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定しています。

【販売・サービス方針】

〈基本方針〉

私たちは、明治安田グループの一員として、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めます。

1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めます。お客さまのご意向に沿う商品提案と商品内容を十分にご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。さらに、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向確認書」等を用いて確認します。

高齢の方への保険募集にあたっては、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう常に努めます。

2. お客さま本位の販売

商品をおすすめする際には、法令等を遵守することはもちろん、お客さまの立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めます。

3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約内容変更等の各種お手続きの際には、お客さまのご意向を把握・確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

保険金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金等を確認のうえ、もれなくご案内するとともに、お手続きの際は、迅速かつ適正に対応します。

お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

4. お客さま対応力向上に資する教育・研修の実施

教育・研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系・カリキュラムに基づいた教育研修を全役職員に対して実施することにより、商品知識およびお客さま対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

5. お客さまの情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任者を任命したうえで、厳格かつ適正な取り扱いを行ないます。

6. 法令等の遵守

法令等の遵守（コンプライアンス）のための規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、コンプライアンス研修を全役職員に対して実施することにより、適正な販売の実現に努めます。

7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引はしません。

6. 保険契約に関する業務における基本方針

当社では、引受・保全・支払業務の迅速性および適切性を確保するため、業務運営・態勢整備の指針となる「保険契約に関する業務における基本方針」を策定しています。

【保険契約に関する業務における基本方針】

1. 業務遂行方針

明治安田損害保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、経営理念に基づき、お客さまを大切にする会社に徹し、損害保険会社の基本的な機能であるご契約のお引受け、ご契約の管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務を常に正確かつ迅速に行ないます。あわせて、お客さまに十分な説明を行なってまいります。

（ご契約時の説明ならびにお引受けについて）

- ・ご契約のお申込みにあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、特にご注意ください事項や不利益となる事項等、必要な情報について適切かつ十分な説明を行なってまいります。
- ・お申込みいただいたご契約について、必要な情報を確認のうえ、公平な判断に基づき適切かつ迅速なお引受けをいたします。
- ・お申込み手続きをわかりやすくすることに努め、お引受けするご契約内容等について、説明を充実してまいります。

（ご契約の管理について）

- ・ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせいたします。あわせて、お知らせする内容を充実してまいります。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きについて、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、正確かつ迅速に対応いたします。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きをわかりやすくすることに努めます。

（保険金・給付金等のお支払いについて）

- ・お支払いに関するお申し出について、ご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内いたします。
- ・お支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いいたします。あわせて、お支払い業務の適切性を随時検証いたします。
- ・お支払手続きをわかりやすくすることに努め、お支払内容等について、説明を充実してまいります。とくに、お支払いできない場合について、説明内容の充実を図るとともに、ご要望に応じて中立的な第三者による不服申立制度をご紹介します。

2. 態勢整備方針

基本方針に基づいた業務を適切に行なうため、常にお客さまの視点に立ち、以下の対策を継続的に推進いたします。

- ・お客さまのご要望、お申し立ておよび苦情を十分に把握し、誠実に対応するとともに、重要情報として業務改善に反映してまいります。
- ・人財の育成を進め、お客さまを大切に、公平な判断、十分な説明を行なう態勢を整備してまいります。
- ・お客さまの利便性向上および正確かつ迅速な手続きに資するシステム開発等のインフラ整備を推進してまいります。

7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社では、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定しています。

また、「企業行動方針」や「内部統制システムの基本方針」においても、当社の反社会的勢力への対応に係る取組方針を社内外に明らかにしています。

【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて、適切な対応を行ないます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力については、組織体制を整備し、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応にあたり、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当・不正な要求等を拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当・不正な要求等に対しては、外部専門機関とも相談し、民事と刑事の両面から法的対応を行ないます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当・不正な要求等が、当社や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行ないません。また、反社会的勢力への資金提供は、いかなる形態であっても絶対に行ないません。

8. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策については、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」や、監督当局等によるその他の公表情報をふまつつ、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策対応規程」に沿った管理態勢の高度化を推進しています。

そのうえで、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者として職務の全うに必要な権限を付与すると同時に、必要な情報が適時・適切に提供され、当社の対策の内容や現状と課題等を適切に内外に説明する態勢としています。

9. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引の管理に努めています。

【利益相反管理方針】

1. 目的

本管理方針は、当社および明治安田グループ内の金融機関（以下、「当社等」といいます）が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下、「対象取引」といいます）とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者（他のお客さま等）間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下のとおりです。

取引の類型		主な取引例	管理方法 （以下の方法を適切に組み合わせること等により管理します）
お客さまの利益を不当に害する恐れのある取引	地位濫用型	融資を条件に保険購入や保険契約（引受割合）を維持・増加させる場合、または保険購入や保険契約（引受割合）の維持・増加を条件に融資を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
	情報利用型	お客さまが上場会社であるA社の株式を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止
	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	・情報隔壁措置 ・取引条件・方法の変更 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
お客さま間の利益が相反する可能性のある取引		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証

6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括責任者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引の特定および利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田グループ内の金融機関です。

明治安田生命保険、明治安田トラスト生命保険、明治安田アセットマネジメント、三菱アセット・ブレインズ、グローバル・アライアンス・リアルティ、パシフィック・ガーディアン生命保険、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、北大方正人寿保険、タイライフ、スタンコープ・ファイナンシャル・グループ、明治安田ノースアメリカホールディングス

10. 人権方針

当社では、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」や「SDGs」、政府による「ビジネスと人権に関する行動計画」の策定等、企業活動における人権促進に関する国内外の社会的要請の高

まりをふまえ、「人に一番やさしい生命保険会社」を追求した、明治安田フィロソフィーをグループ会社の一員として体现する「人権方針」を制定しています。

【人権方針】

明治安田損害保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「明治安田フィロソフィー」のもと、企業ビジョンである「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」の実現に向け、お客さま・社会・従業員等のステークホルダーの人権を尊重するとともに、事業を通じた人権課題に対する取組みの推進に努めます。

当方針は、当社のすべての役員・従業員に適用されます。また、取引先に対しても人権を尊重するよう働きかけていきます。

1. 国際規範の尊重

当社は、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範に基づき公正・誠実な企業活動を行ないます。また、各国・地域の法令を遵守し、「国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）」、「国連グローバル・コンパクト」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重するよう努めます。

2. 役員・従業員の人権尊重

当社は、すべての役員・従業員に人権の尊重を求め、性別、性的指向・性自認、障がいや重篤な病気の有無、年齢、人種、国籍、出身、信条等による、不当な差別を認めません。また、あらゆるハラスメントの未然防止に努め、すべての従業員に対する平等な機会の提供や働きやすい職場環境の整備等、ダイバーシティ＆インクルージョンを推進するとともに、企業活動の基盤である従業員の心身の健康づくりを積極的に支援します。

3. お客さま等の人権配慮

当社は、「お客さまを大切にすること」を徹底し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、クオリティの高い商品・サービスを提供する損害保険会社」として、常にお客さまを大切にし、長期的な視点でお客さま志向の業務運営を積極的に取り組んでいます。当社の提供する商品・サービスが人権への影響を与えることのないように努め、お客さまの人権を尊重します。

4. 検証・防止

当社は、企業活動において人権への影響を与えることがないかを継続的に検証し、人権影響の特定および未然防止・低減に努めます。

5. 救済・是正

当社は、人権への影響が発生した場合や助長している可能性があることが判明した場合には、原因究明と再発防止に向けて適切に対処し、救済・是正に努めます。

6. 教育・啓発

当社は、人権課題に対する取組みの推進のために、組織ごとに人権啓発推進員を任命し、当社の役員・従業員に対して実効性のある教育・啓発を継続的に実施します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、潜在的な人権への影響にも目を向け、対話することの重要性を認識し、株主総会、各種相談窓口等さまざまな機会を通じて、ステークホルダーとの対話・協議の推進に努めます。また、当方針に基づく取組みについて当社ホームページ等で情報提供に努めます。

11. 個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」およびその他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の策定する「損害

保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでいます。具体的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を策定するとともに、当社ホームページでこれを開示しています。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なう等、全社的な取組みを推進しています。

【個人情報の保護に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社（以下、当社といいます）は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、特定個人情報等といいます）を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報・特定個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報・特定個人情報等を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報・特定個人情報等の取扱いが適正に行なわれるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行なわれるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報・特定個人情報等の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行ない、改善いたします。

※本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

2. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

当社は、主に申込書、契約書、保険金請求書、取引書類、アンケート等により、個人情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で情報をご提供いただく場合があります。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音等により個人情報（下記「10.」の特定個人情報等を除きます）を取得することがあります。また、当社窓口等での応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記「7.」に掲げる目的（以下、利用目的といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。

また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

- ・関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理※
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

※当社が提供する各種商品・サービスの詳細は当社ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)、個人情報の利用目的において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「主な子会社・関連会社等一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご覧ください。

なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・「7.(1)」に基づき関連する会社との間で共同利用を行なう場合
- ・「7.(2)」に基づき損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合
- ・「7.(3)」に基づき国土交通省との間で共同利用を行なう場合

なお、当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人関連情報の第三者への提供

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

6. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行ないます。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託することがあります。

- (④については、下記「10.」の特定個人情報等を含みます)
- ①保険契約の募集に関わる業務、損害調査に関わる業務
 - ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
 - ③情報システムの保守・運用に関わる業務
 - ④個人番号関係事務に関わる業務

※個人情報等の取扱いの委託において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「主な子会社・関連会社等一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご覧ください。

7. 個人データの共同利用

当社は、経営管理や各種リスク管理を実施するとともに、関連する会社等の連携を強化することで、より付加価値の高い金融商品やサービスをご提供し、お客さまのお役に立ちたいと考えております。

このため、下記の範囲内で、個人データの共同利用を行ないます。

(1) 関連する会社※

当社および関連する会社は、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目：お名前、生年月日、ご住所、ご連絡先および、ご契約内容、保険事故に関する内容等の取引内容等
- ②共同利用者の範囲
明治安田生命および明治安田生命の子会社・子法人等
- ③利用目的
 - ・経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
 - ・商品・サービスの案内・提供、お取引の維持管理および商品・サービスの充実
 - ・その他上記に関連・付随する業務
- ④管理責任者：当社

※関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「主な子会社・関連会社等一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご覧ください。

(2) 損害保険会社等

①損保業界の情報交換制度

当社は、各種保険契約の締結または保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データ(項目は「7.(1)①」と同じ)を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<https://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者にかかる個人データ(項目は「7.(1)①」と同じ)を共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかる個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(3) 国土交通省

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し、契約の締結確認のはがきを送付するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報(項目は「7.(1)①」と同じ)を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>)をご覧ください。

8. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行なうものをいいます)から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

9. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(以下、センシティブ情報といいます)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行ないません。

10. 特定個人情報等の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。また、上記7.の共同利用も行ないません。

11. 情報の開示・訂正等

個人情報保護法に基づき、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、情報の開示(第三者提供記録の開示を含みます)・訂正等・利用停止等(第三者への提供の停止等)のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り、回答・訂正等の対応をいたします。

12. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、特定個人情報等の漏洩、滅失またはき損の防止その他、個人データ、特定個人情報等の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、別途「情報管理規程」その他の社内規程において具体的に定めています。

13. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、再保険契約のために外国にある第三者(再保険の引受保険会社等)への個人データの提供は行ないません。

なお、今後、ご本人の同意に基づき外国にある第三者(再保険の引受保険会社等)へ個人データの提供を行なう場合は、海外にある引受保険会社等の所在国一覧等および当該国の個人情報保護制度等について公表します。

14. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、再保険契約以外に個人データの取扱いを外国にある外部に委託する場合には、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を義務づけた委託契約を委託先との間で締結します。

15. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行ないます。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏洩を防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

16. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行ないます。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏洩を防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

17. お客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報・特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

18. 方針の見直し

本方針は、適切な個人情報・特定個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報・特定個人情報等の取扱いに関するご照会・ご相談、苦情に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報・特定個人情報等の取扱いや、保有個人データ等に関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

- ・明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
所在地：〒101-0048
東京都千代田区神田司町2-11-1
フリーダイヤル：0120-255-400
(平日9：00 ～ 17：00)
※夜間・休日・年末年始につきましては、受付専用となります
※携帯電話からもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会に加盟しています。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けています。

<お問い合わせ先>

- ・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号：03-4332-5241(全国共通)
受付時間：月～金曜日(祝日・休日および12/30 ～ 1/4を除く)の9時15分 ～ 17時
センター所在地
そんぽADRセンター東京：東京都千代田区
そんぽADRセンター近畿：大阪府大阪市中央区
ホームページアドレス：https://www.sonpo.or.jp/

【録音・録画について】

お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただくことがあります。

また、当社窓口等での応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

12. 独占禁止法遵守にかかる対応

独占禁止法に関しては、従来からその遵守に向け取り組んでいます。2024年、損害保険業界の諸課題を受けてとりまとめられた『損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議』報告書、『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書等をふまえ、当社においても

関連規程等を再整備するとともに、当社役職員および代理店に対する研修等を通じて、独占禁止法をはじめとした法令遵守態勢を点検強化し、公正かつ自由な競争を前提とした業務運営が図れるよう徹底してまいります。

7 リスク管理体制

○リスク管理方針

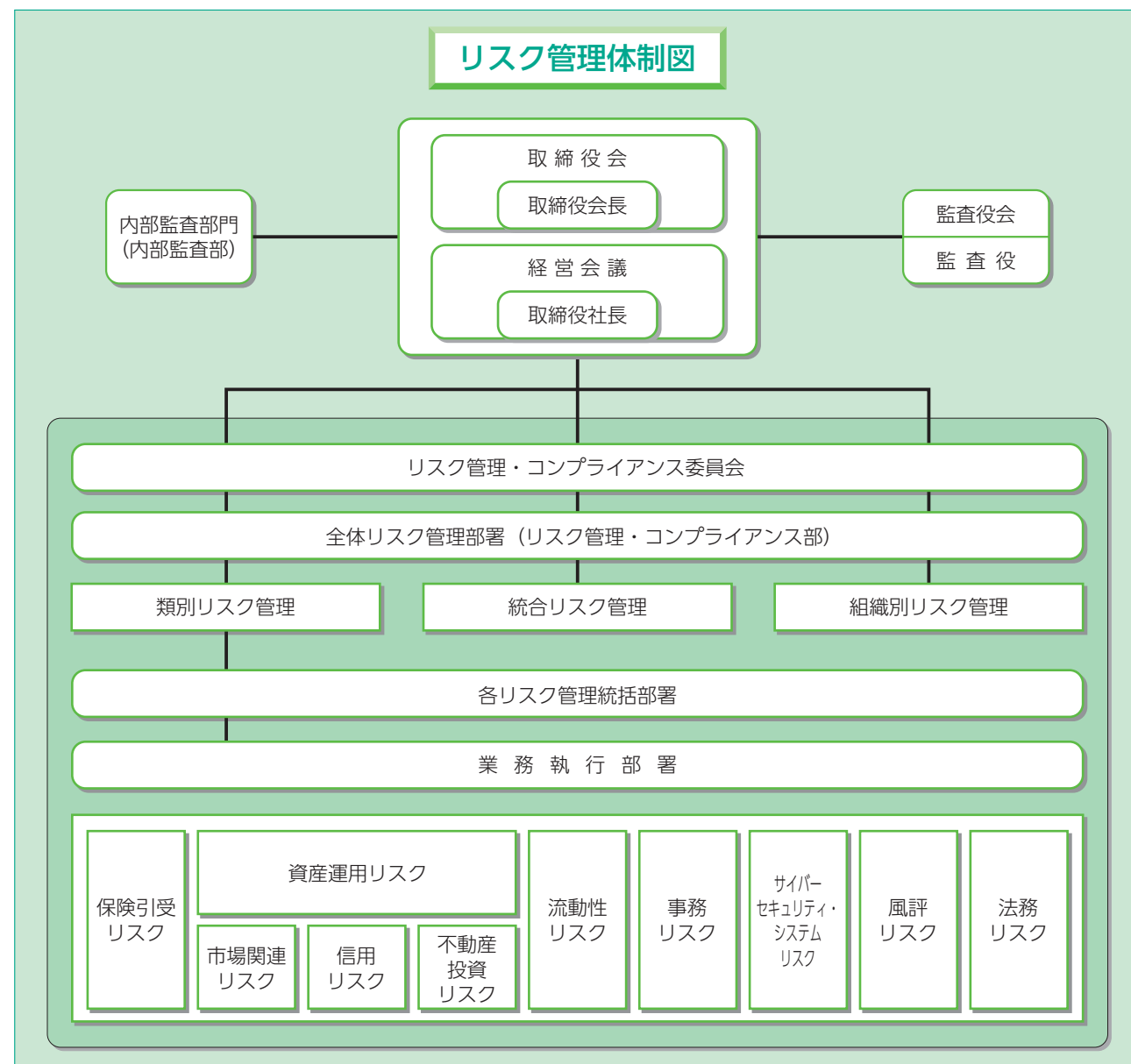
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要課題となっています。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置づけ、明治安田生命が構築したグループ全体のリスク管理態勢を遵守し、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各リスクを管理する統括部署、リスク全般を統括管理する全体リスク管理部署を定めています。また「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しています。



8 ERMの推進

○ERMとは

ERM(Enterprise Risk Management)とは、「リスク」「利益(リターン)」「資本」をバランスよくコントロールのうえ、健全性を確保しつつ、適切なリスクテイク(リスクを取ること)とリスクに見合う収益を確保することにより、会社の成長をめざす経営管理をいいます。

保険会社はERMの高度化を通じ、将来にわたって保険金を確実に支払えるよう充実した資本を保つとともに、保険契約者や株主に対して適切に利益を還元するために、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上を図ることが求められています。



○当社の取組み

当社は、明治安田グループの損害保険事業を担う子会社として、親会社である明治安田生命の経営戦略やグループ戦略に沿った運営を推進するなかで、ERM態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

具体的には、当社の特色である「企業・団体のお客さま向けに特化した事業モデル」を前提に、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールのうえ、将来に向けて安定的な収益の確保と健全性の維持・向上の実現をめざす、基本的な枠組み(リスクアペタイト・フレームワーク)やリスクの選好(リスクアペタイト)等を定めた「ERM基本方針」、ERMの体制や方法、リスクアペタイトの設定・管理プロセス等を定めた「ERM規程」、および自己資本等の管理について定めた「自己資本等管理規程」を制定しています。

また、会社経営に与える影響の大きい重要リスクについて、重点的に管理を行なう仕組みを構築し、リスク管理・コンプライアンス委員会において、統合リスクの管理状況や重要リスクの特定、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own Risk and Solvency Assessment)等について審

議・報告しています。

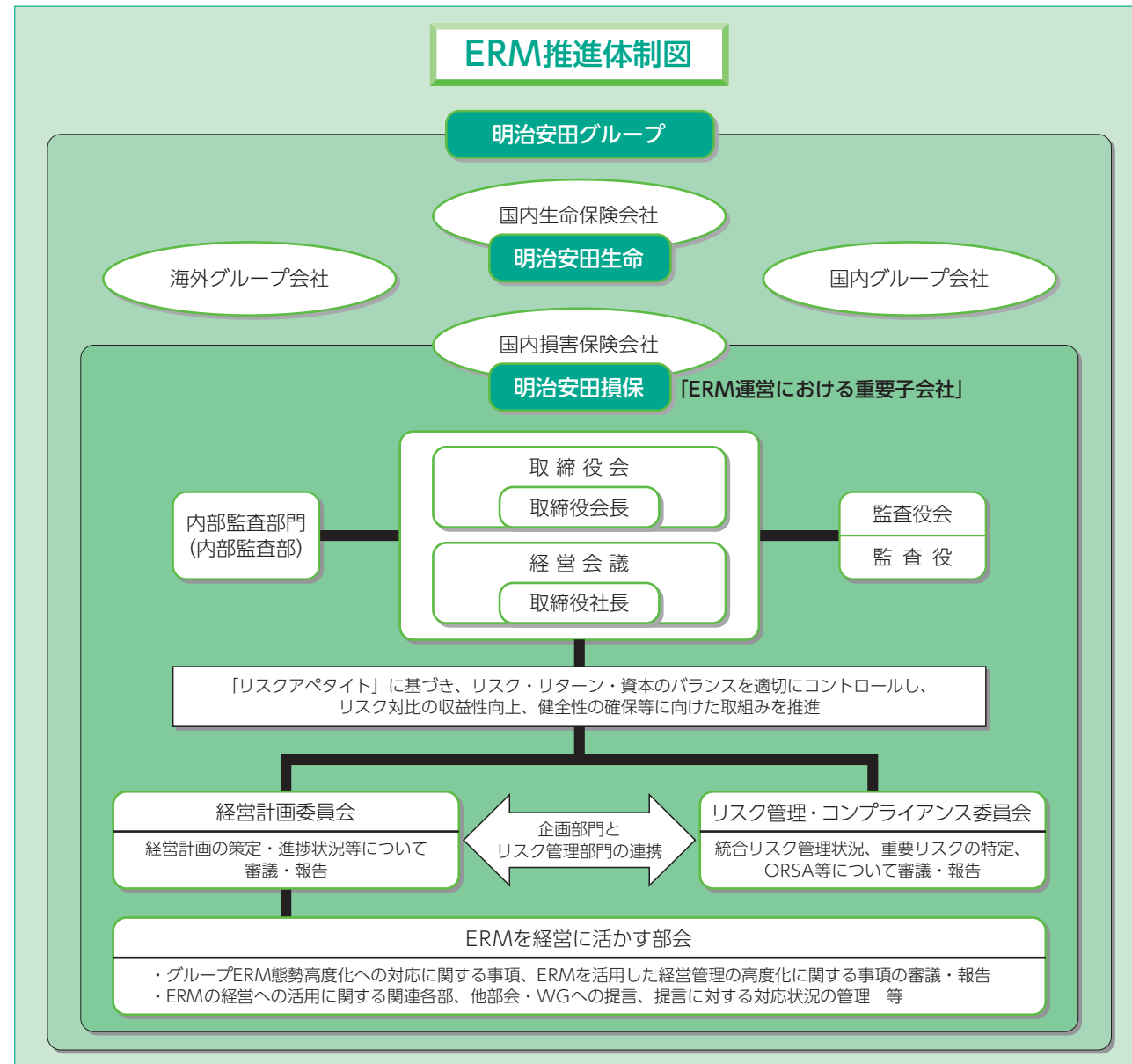
あわせて、「経営計画委員会」の傘下に「ERMを経営に活かす部会」を設置し、グループERM態勢高度化への対応や経営管理の中核手法としてのERMの活用とその高度化について審議・報告しています。

また、日々の業務で、多種・多様なリスクが存在・発生することを役職員一人ひとりがいっそう認識し、適切にリスク管理を行なうことにより、企業価値向上に努めています。

2025年度においても、2024年度に続き、持続的成長に向けた「経営態勢の強化」を重点方針の一つに掲げ、経営計画の策定や事業運営にERMを活用する等、ERMの経営への浸透・定着を進めています。態勢面では、ERMの機能を「自己資本等管理」と「統合リスク管理」に大別し、「自己資本等管理部署」(企画部)と「全体リスク管理部署」(統合リスク管理を担う部署＝リスク管理・コンプライアンス部)との連携の下でリスクとリターンと資本のバランスを適切にコントロールしつつ、リスク対比の収益性向上や健全性確保等に取り組んでいます。また運営面では、「割当リスク資本運営」(親会社から割当てられたリスク資本の

範囲内にリスク量をコントロールする運営)の枠組みの下で、財務健全性を堅持しつつリスクティクに見合った収益を安定的に確保し、お客さまの期待にいつそう応えられるよう努めています。あわせて、次期中期経営計画を見据え、経済価値

ベースの指標等を用いたリスク・リターンの評価や、資本効率をふまえた運営のあり方について検討を進めています。検討にあたっては、計測・分析の高度化とともに、ガバナンスの実効性向上にも取り組んでいます。



○統合リスク管理への取組み

当社では、各リスクを統合したリスク量をバリュアットリスク (VaR) という手法により定量化し、経営体力(資本)と対比することで、資本十分性の評価・確認を行なっています。さらに、大規模な自然災害や金融市場の混乱等VaRでは計測が困難なシナリオを想定したストレステストを実施し、資本や資金流動性の十分性の検証に活用しています。

また、定性的な管理として、リスクの影響度と蓋

然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象をトップダウンおよびボトムアップにより網羅的に洗い出し、重要リスクとして特定しています。特定した重要リスクはモニタリング指標を設定のうえ、定期的にモニタリングすることにより、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、PDCAサイクルを推進しています。

さらに、統合リスク管理の精度向上や、2026年3月期決算(2025年度末)から本格導入された経済

価値ベースのソルベンシー規制への対応として、統合リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

(1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

【再保険の方針】

出再については、お引受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法に基づくリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、リスクを精査して慎重な判断のもとに引受を行なっています。

(注)再保険のしくみについては、54ページをご参照ください。

(2) 資産運用リスク

ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として取引ができなかったり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高および損益状況を一元的に

管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や地政学リスク等、市場環境見通しのなかで想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失額が発生するかを試算し検証しています。

イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう努めています。とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっています。

ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

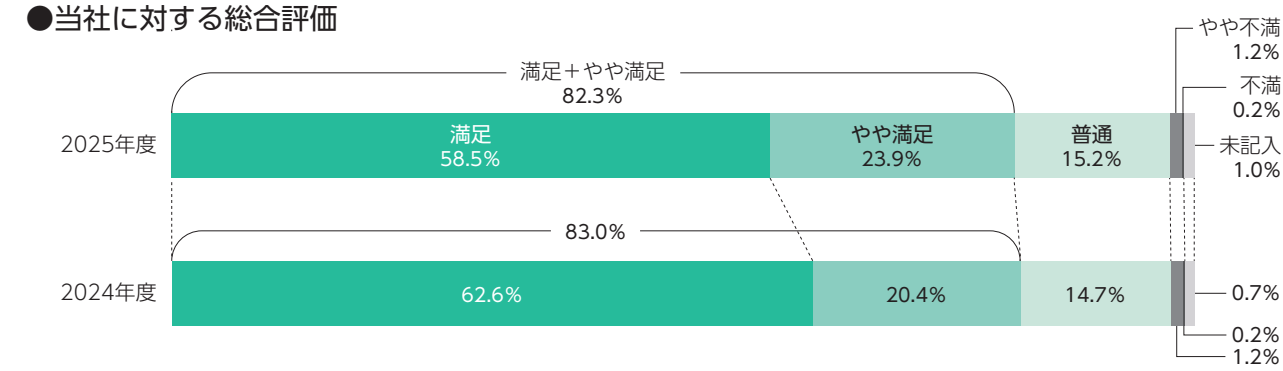
明治安田損害保険の現状 2026 42

(2) お客さまアンケートの実施

ア. 企業・団体向けアンケート

当社では、企業・団体のお客さま（ご契約者）からご意見・ご要望を伺う「お客さまアンケート」を毎年実施しています。2025年度も引き続き、当社の商品・サービス等についての総合的な満足度を伺いました。

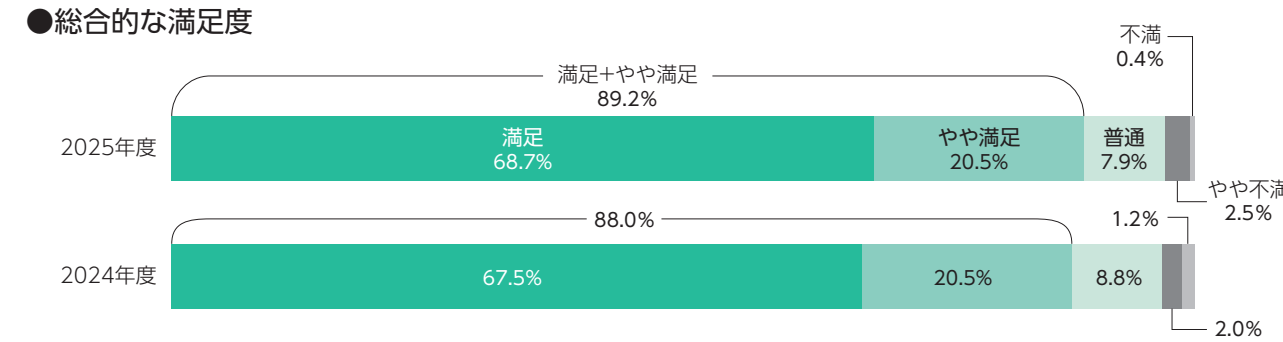
●当社に対する総合評価



イ. 保険金ご請求者向けアンケート

当社では、任意加入型団体損害保険の保険金をお支払いした方を対象として、お客さまサービスに対する満足度の調査とご意見聴取を目的とした「保険金ご請求手続きに関するアンケート」を実施しています。2024年度から、当社の保険金支払サービスについての総合的な満足度を伺うことを開始いたしました。

●総合的な満足度

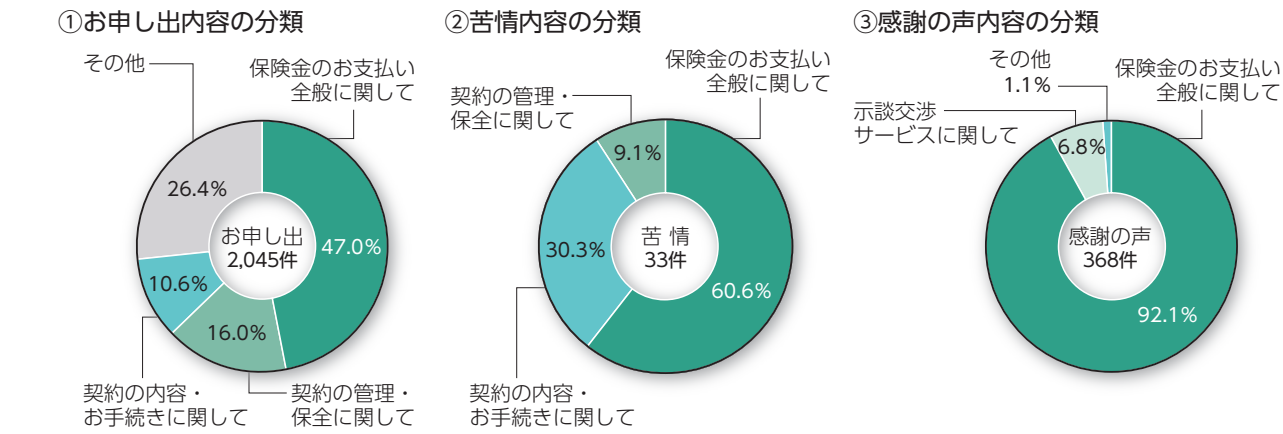


※上記のアンケートの数字は、当社のお客さま志向の業務運営方針の定着度合いを評価する指標（KPI）として使用しています。

(3) お客さまから寄せられたお申し出等受付状況

2025年度中に、お客さまから寄せられたご相談やお問い合わせ等の総数は2,045件（うち苦情は33件、感謝の声は368件）でした。

●お申し出・苦情・感謝の声内容の分類



(4) 「お客さまの声」の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しています。

苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
マンションの上階からの水漏れで、家財に損害が生じ、加害者に損害賠償請求を行ないたいが弁護士に依頼する費用を補償する保険はあるか。	2025年10月から団体傷害保険において、紛争解決のために弁護士等へ依頼した場合の費用を補償する「弁護士費用補償特約」の取扱いを開始しました。

2. 情報開示

○ホームページ

会社情報、商品・サービスの内容、決算情報等さまざまな情報をわかりやすく提供しています。

ホームページ：
<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

○ディスクロージャー資料

ステークホルダーのみなさまに当社の事業活動等についてご理解いただくために、毎年ディスクロージャー資料「明治安田損害保険の現状」を作成しています。

3. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社においてご加入いただいておりますご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けします。また、事

故にあわれたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めています。

【手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号：03-4332-5241(全国共通)

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）の9時15分～17時

センター所在地

そんぽADRセンター東京：東京都千代田区

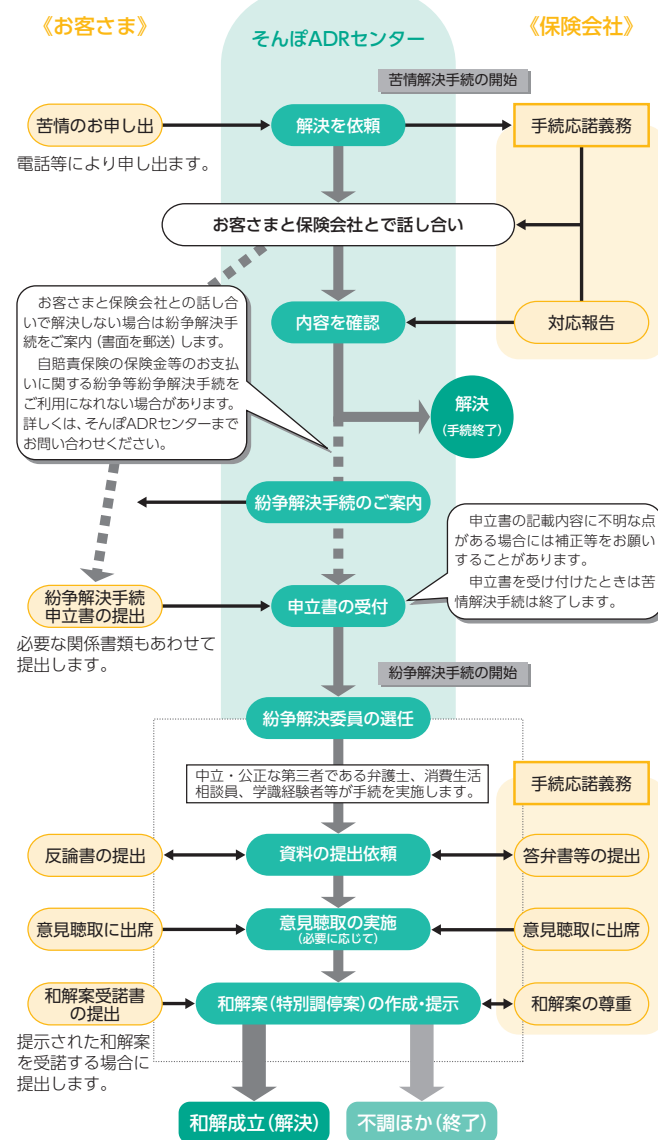
そんぽADRセンター近畿：大阪府大阪市中央区

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



【「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関】

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険の保険金（自賠責共済の共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金（自賠責共済の共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibaiadr.or.jp/>) をご参照ください。

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行なう機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11箇所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行なうほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<https://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

12 サステナビリティ経営への取組み

当社では、世界的な喫緊の課題である持続可能な社会の構築に寄与する観点から、事業活動のあらゆる側面でSDGsの実現に貢献する「サステナビリティ経営」を推進しています。

1. 事業活動とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、地球上の誰ひとりとして取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを掲げており、その達成に向けて、世界各国の政府、企業および社会の自発的な取組みが求められています。

当社は「確かな安心を、いつまでも」という経営理念を掲げ、明治安田グループの損害保険会社として、企業・団体のお客さま向けにクオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けすることをめざしており、これは持続可能な社会の実現を掲げるSDGsの理念と軌を一にするものであると考えています。

2. 「優先課題（マテリアリティ）」の設定

SDGsにおける17のゴール、およびこれらに内包される169のターゲットから導き出される社会課題のうち、明治安田生命および当社の「ステークホルダーへの影響度」「事業との関連性」の観点から、7項目を「優先課題（マテリアリティ）」に設定し、その解決に貢献する取組みを推進しています。

具体的には「健康寿命の延伸」「地方創生の推進」「環境保全・気候変動への対応」「DE&Iの推進」「人権の尊重」をグループベースで取り組む優先課題と位置づけ取り組んでいます。

また、「こどもの健全育成」「金融サービスへの平等なアクセス確保」を当社として注力する優先課題と位置づけ、その取組みを強化しています。

当社の優先課題

2「大」プロジェクト等を通じて注力

健康寿命の延伸（★）



「3 すべての人に健康と福祉を」

地方創生の推進（★）



「11 住み続けられるまちづくりを」

環境保全・気候変動への対応（★）



「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」

こどもの健全育成



「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「10 人や国の不平等をなくそう」

金融サービスへの平等なアクセス確保



「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」

DE&Iの推進（★）



「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」

人権の尊重（★）



「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」

★：明治安田グループで取り組む優先課題

3. 具体的な取組事項

(1) こどもの健全育成

当社は、「社会貢献活動」や「金融・保険教育」を通じて、こどもの健全育成に取り組んでいます。

本社所在地である神田地区では、町内会が企画する「こども縁日」の運営に協力し、猛暑のなかご来場されたご家族に飲み物を提供する等、安心・安全な場づくりを支援しました。

金融教育では、高校生等を対象に職員が講師となり、「ライフイベントとお金の関係」や「お金の管理の仕方」等をテーマにした対話型の授業を実施しました。授業はグループワークを基本としていますが、各グループにひとりの職員がサポート役として伴走し、ケーススタディの進行や質問対応を行なうことで、実践的な理解の定着を促しました。2025年度は4校で計9回開催し、延べ40人以上の職員が参加し、将来に役立つ金融リテラシーの向上を後押ししました。

また、NPOと連携し、未来世代への貢献を目的とした職員向けのワークショップを開催し、その

なかで作成した「知育パズル(積み木)」を保育園に寄贈しました。創造性や協働性を育む学びの機会を提供する等、地域とともにこどもたちの成長環境の充実を進めています。



こども縁日



知育パズルの寄贈

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(2) 環境保全・気候変動への対応

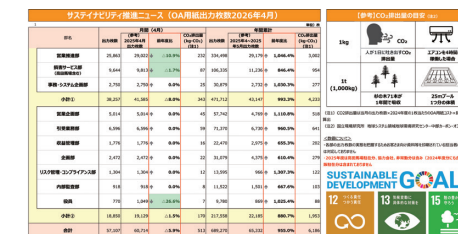
当社の課題でもある業務効率化と一体で、ペーパーレス化を推進しています。システムの再構築を含む抜本的なBPR(業務プロセス改革)を通じて実現されるドキュメントの電子化と、各役職員の日常業務における意識改革を通じて実現される節減の双方の観点から取り組んでいます。

前者については、これまで契約者様あてに紙でお送りしていた文書のWeb化を進めています。一方、後者については、毎月の各部のOA用紙使用量を、社内ニュースとして掲載することで、役職員のペーパーレスに対する意識の醸成を図っています。会議資料のペーパーレス化や、印刷が必要な場合も両面印刷や2in1印刷を活用する等、ペーパーレス化の取組みを推進しています。

また、職員の環境課題への理解を深めるために、環境保全に関するセミナーを開催しています。2025年は、NPOから講師の方をお招きし、森林保全に関するセミナーを開催し、森林が地球温暖化防止や防災に果たす役割の重要性について学びました。



森林保全に関するセミナー



社内ニュース

(3) 地方創生の推進

地方創生の推進に向け、地域行事の支援と安全・安心の基盤づくりに継続して取り組んでいます。2025年5月には、日本三大祭の一つである神田祭の運営に協力しました。当社をはじめ明治安田グループの役職員49名が神輿の担ぎ手や交通整理等の運営サポートに参加したほか、多数の役職員が沿道から声援を送り、地域住民のみなさま

【環境方針】

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、人々が安心して暮らせる地球環境を永続的に保全することが人類共通の重要課題であると認識し、事業活動のあらゆる面において地球環境との調和を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 環境保全に資する取組みの推進

損害保険事業を展開するにあたり、環境に及ぼす影響に配慮し、地球温暖化の抑制や環境汚染の防止に努めるとともに、事業活動を通じ環境課題の解決に取り組めます。

2. 事業活動における資源とエネルギーの有効活用

事業活動に伴い発生する環境への負荷を低減させるため、省資源・省エネルギー、資源のリサイクル、および環境配慮型製品の購入等を推進し、資源とエネルギーの有効活用に努めます。

3. 環境関連諸法規の遵守

環境保全に関連する、法令・規制等を遵守します。

4. 環境保全への意識の向上と活動を通じた社会貢献

全従業員に本方針を徹底することで、環境保全に対する意識の向上を図り、地域社会における活動への参加・協賛をはじめ、環境保全活動に積極的に参画することで、暮らしやすいまちづくりに貢献します。

5. 環境への取組みの継続的な改善・高度化

取組状況を検証し、必要な見直しを行なうことにより、その継続的な改善に努めます。

とともに祭りを盛り上げることで、地域文化の継承とコミュニティの活性化、信頼関係の深化に貢献しています。

また、AED(自動体外式除細動器)機材の専門業者から講師の方をお招きし、AED講習会を開催しました。当社本社ビルの1階に設置しているAEDを、緊急時に活用できるよう、AEDの使用方法や心臓マッサージ等の一次救命の流れについて実践的な指導を受けました。講習には当社役職員のほか、本社ビルの入居テナントのみなさまにもご参加いただき、ビル内で働く方々の防災意識や緊急時の対応力が向上し、地域全体の安全・安心の確保に寄与しています。



神田祭への参加



AED講習会

(4) 健康寿命の延伸

健康寿命の延伸に向け、社内外のステークホルダーの健康づくりを包括的に支援しています。

会社役員賠償責任保険では「健康経営優良法人」認定先に保険料を優遇する「健康経営割引」を提供していますが、2026年3月末現在で94件に

適用されています。

また、明治安田グループの「みんなの健活プロジェクト」の一環として、全国の代理店と協働し、ウォーキングイベントを開催しています。

社内向けには毎年健康セミナーを実施し、2025年度は「カラダの衰えチェック・ウォーキング&ストレッチ講座」と「ピラティス講習会」を開催しました。座り続けることによる凝りをほぐし、仕事のメリハリをつける等、職場でも健康で快活に過ごすため、毎日午後3時の体操として「MYストレッチ」を実施しています。

さらに、「こころの健康」についても、全役職員がメンタル研修を受講し、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいます。このような取組みの結果、4年連続で健康優良企業「金の認定」を取得しました。



ウォーキング&ストレッチ講座



13 社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以下、「損保協会」)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献

活動に取り組んでおり、損保協会における主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 交通安全対策

ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止に関する研究支援、交通事故防止用機器の寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療の研修会費用補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者等、交差点を通行するすべての方への啓発活動を行っています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険等を紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベント等を通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、自治体や警察と連携し、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現

に向けて啓発活動を行なっています。

⑤後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

(2) 防災・自然災害対策

ア. 地域の安全意識の啓発

①幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業等で活用されています。

②小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

また、万一の事態が起こった時、ただちに身を守る行動につなげられるよう、大人と子どもが一緒に防災、防犯、交通安全について学べる事前学習型の教材(電子ブック・動画)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

③中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

イ. 地域の防災力・消防力強化への取り組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,531台※となっています。

※1952～2025年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

②防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・20万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2026年度	火の確認 いい日を支える いい習慣
2025年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心
2023年度	火を消して 不安を消して つなが未来
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心

③ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自然災害リスクの理解を促し、地域特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的としてハザードマップ利活用推進に向けた取り組みを実施しています。2025年3月に水害発生時の個人の防災計画を作成するWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」をリリースしたほか、各種ツール（「ハザードマップと一緒に読む本」、「動画で学ぼう！ハザードマップ」、啓発チラシ等）を損保協会ホームページに公開し啓発活動を進めています。

④防災情報サイト「そんぽ防災Web」での情報発信・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ（動画やリーフレット等）や過去の主な風水害の支払い保険金データ等、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。

（3）不正請求対策

ア. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

イ. 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者のみなさまにこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、Webバナー広告を出稿し、消費者のみなさまへ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

ウ. ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。



（4）環境問題への取り組み

ア. 気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるため実務者による勉強会（意見交換会）を開催しています。

イ. 環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

ウ. 環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

【具体的行動計画】

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

エ. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



オ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。

（5）保険金不正請求防止に向けた取り組み



ア. 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

イ. 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪^{*}であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

^{*}刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

ウ. 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTube（ユーチューブ）に公開しています。

エ. 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

14 普及啓発・理解促進活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会（以下、「損保協会」）の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、損保協会における主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

<「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」>

金融経済教育研究会（事務局：金融庁）は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

1. 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
2. カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者のみなさまに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動等を通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

A. 損害保険の普及啓発・理解促進

① そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール（教材）等を年齢層別にまとめています。

② 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

③ 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材として、「明るい未来へ

TRY！～リスクと備え～」と「ソナソナ～備える者たちに幸あれ～」を提供しています。公益財団法人消費者教育支援センターが主催している「消費者教育教材資料表彰」において、「明るい未来へTRY!」は2023年に、「ソナソナ」は2025年に優秀賞を受賞する等、各方面から評価を得ています。

(2) 地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2024年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行なうことは損害保険業界の社会的使命となっています。

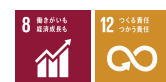
損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスター等の広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

(3) 自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスター等の広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。

(4) 消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談対応の参考となるよう、勉強会を実施しています。

商品・サービスについて

1 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険（一定の偶然の事故）に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故にあわれた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業等をさまざまな災害や危険から守り、個人生活や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はそれに応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、契

約締結の証として、保険証券を作成し交付します。保険証券には保険の対象、補償される事故、保険金額、保険期間等を記載しています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機等の巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは困難です。

そのため当社では危険の平準化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、逆に再保険を引き受けたり（受再）しています。これにより、毎年の損害率の安定（事業成績の安定）と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しています。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財務健全性を最重視しており、受再契約についても慎重な判断のもとに引受を行なっています。

2 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者等の権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約の

内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書等にも具体的に記載していますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特約の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」

等に記載しています。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』※¹、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』※²について記載し、お客さまへご説明しています。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しています。

※1 「契約概要」：商品の仕組み、基本となる補償、特約の概要、保険金額の設定、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の決定の仕組み、保険料の払込方法、解約返戻（へんれい）金等

※2 「注意喚起情報」：基本となる補償、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の払込方法、保険料の払込猶予期間等、告知義務・通知義務等、クーリング・オフ、解約返戻（へんれい）金等

3 保険料

1. 保険料の収受・返戻（へんれい）

お払込みいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意ください。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料を保険契約者にお返しします。ただし、保険契約が失効した場合に保険料をお返しできないときもありますので、約款をご確認ください。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- (1) 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（地震保険、自動車損害賠償責任保険）
- (2) 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です）を基礎とし、当社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料等の経費および利潤に充てられる部分の保険料率です）をあわせた保険料率（火災保険および傷害保険の大部分）
- (3) 当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（賠償責任保険等）

4 保険募集

○保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、「損害保険会社の役員もしくは使用人」、「損害保険代理店（以下、「代理店」といいます）またはその役員もしくは使用人」によって行なわれます（現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです）。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結の代理または媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約は、当社または当社の代理店にお申込みいただけます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただけます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがあります。

（1）契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまの意向を把握し、お客さまの意向に沿った保険契約の提案と内容の説明をより丁寧に行ない、ご契約をお申込みいただく保険商品がお客さまのニーズに合った内容であることを、ご契約締結前にお客さまご自身にご確認いただく手続きを実施しています。

具体的には、「意向確認書兼契約内容確認書」を通じ、「商品概要または付保目的と意向が合致していることの確認」、「補償の内容、特約の内容、保険金額の確認」、「契約が意向に沿っていることの確認」の手続きを実施しています。

お客さまにはこの「確認手続き」に際し、お時間をいただくこととなりますが、ご協力をよろしくお願いします。

（2）クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、次のとおりお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行なうことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は保険契約者にお返しします。

- ・ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内に郵便（8日以内の消印有効）または電子メール（8日以内の発信有効）にて当社へご通知ください。

（3）ご契約後にご留意いただきたいこと

ご契約後において、告知した内容のうち特定の事項※に変更が生じた場合には、当社にご通知ください。ご通知のない場合には、ご契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

※ご契約時にご確認いただいています「重要事項説明書」に記載の、当社へのご通知を必要としている事項。

5 保険金のお支払い

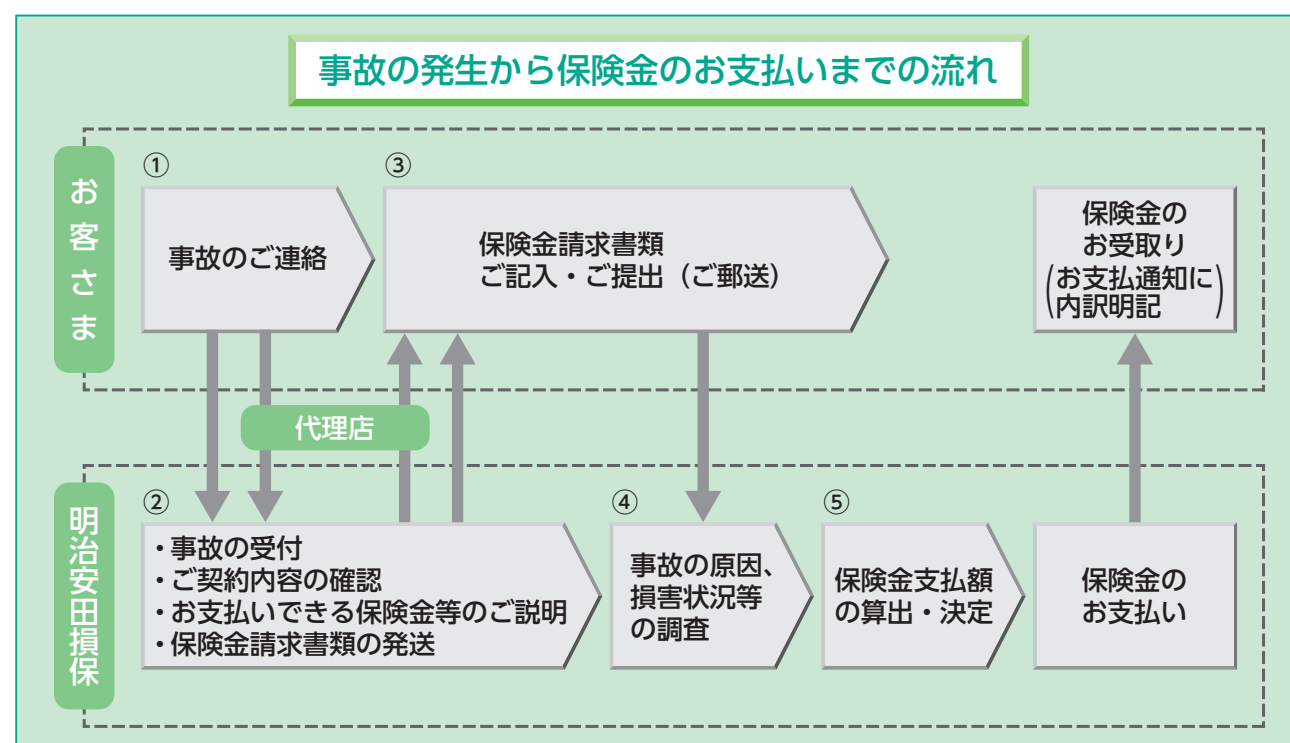
1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客さまが事故にあわれた場合、保険金請求にかかわるアドバイスを適切に実施し、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。

傷害保険、所得補償保険、医療保険については「保険金支払ワークフローシステム」により、ご提出いただいた事故連絡票、請求書、診断書等の保

険金請求書類をすべてスキャニングし、画像により保険金支払業務を行なっています。本システムにより保険金のお支払いを迅速化し、さらなるお客さま満足度の向上に努めています。

また、災害時等の支払業務継続の観点から、損害サービス部大阪損害サービスグループを設置しています。



①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要等を当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付と保険金請求のご案内

事故のご連絡を受け付け、ご契約の内容・条件等を確認したうえ、お支払いできる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内します。

③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、必要書類のご提出のないお客さまには、当社より定期的に書類提出をご案内しています。

④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。事故の内容によっては、お客さまの同意を得たうえで、専門の鑑定人による事故原因・損害状況の確認や、医療機関への治療経過の照会等を行なう場合があります。

⑤保険金支払額の算出と保険金のお支払い

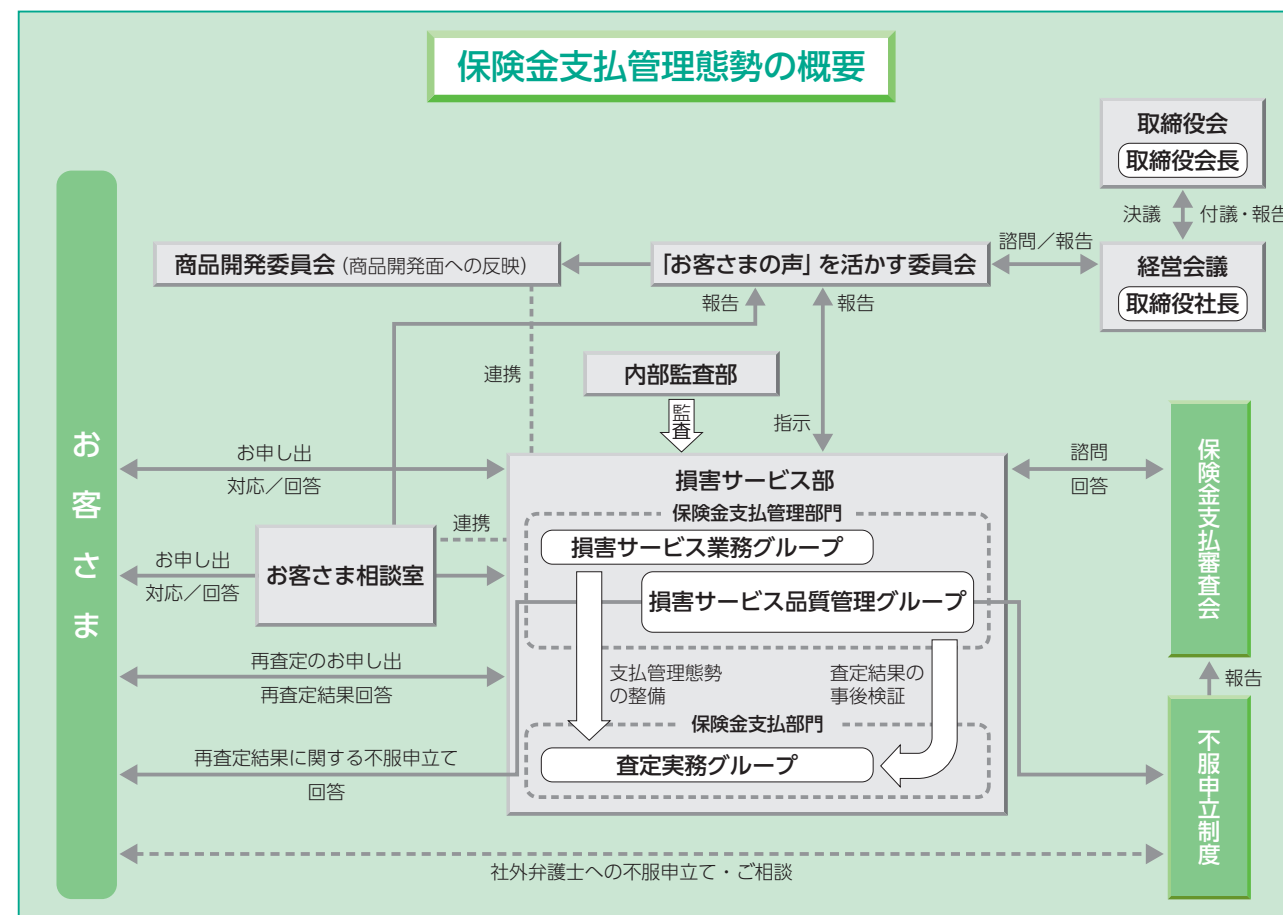
上記の調査結果に基づき、保険金支払額を算出しお支払いします。

また、お支払内容につきましては、お支払通知にてご案内しています。

2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、「損害サービス品質管理グループ」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置する等、公平・公正な保険金支払

管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めています。



○損害サービス品質管理グループ

保険金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客さまの声・視点をふまえた保険金支払業務の事後検証を行なう「損害サービス品質管理グループ」を損害サービス部内に設置しています。

○保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合等の査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を検証する「保険金支払審査会」を設置しています。

同審査会は、社内における保険金支払部門以外のメンバーおよび社外弁護士を交え、保険金支払部門以外の視点や、社外の第三者の視点で査定判断の適切性を検証しています。

○保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出（再査定結果に関し、当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客さまが直接、社外弁護士に申し立てることができる「保険金支払に関する不服申立制度」を設けています。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士が、社外の第三者の立場でお客さまの相談を受け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法令・約款に照らして法的観点から整理し、論点をご説明するとともに、必要に応じて当社に再査定を要請します。

6 取扱商品

1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに、以下の福利厚生制度関連商品およびリスクソリューション[®]型商品等をご提供しており、各商品の概要は以下のとおりです。なお、保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

(1) 福利厚生制度関連商品

ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害について被保険者(事業主)に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。

①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規定等からの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

イ. 団体傷害保険

①全員加入型団体傷害保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、急激かつ偶然な外来の事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後

遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実を図るため、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金等の財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。

②任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができ、また、加入者にとっても職場等で加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

ウ. 団体長期障害所得補償保険

①全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、従業員や所属員がケガや病気等により就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実させることができます。



②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度を運営するための団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができ、また、加入者にとっても職場等で加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

エ. 団体医療保険(任意加入型)

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族がケガや病気により入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができ、また、加入者にとっても職場等で加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

(2) リスクソリューション[®]型商品

ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産等によって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能です。また、中堅・中小企業向け商品として「スマート取引(特定買主補償特約(簡易型)付取引信用保険)」があります。さらに「輸出取引信用保険」においては、輸出取引に基づく売掛債権を対象とすることができます。

イ. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)

会社役員が、その業務遂行のために行なった行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三

者訴訟等により損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害に対して保険金をお支払いします。会社役員賠償責任保険(D&O保険)において「健康経営優良法人」に認定された企業・団体は、「健康経営割引」により、割安な保険料で加入できるメリットがあります。

ウ. 企業犯罪補償保険

(販売名称：クライムガード)

従業員や第三者の犯罪行為等により会社が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、金融機関向けに、インターネットバンキング不正使用に係る被害に対して金融機関が規定等によりその損害を補償した場合に限定した契約も可能です。

(3) その他の主な取扱商品

ア. 企業財物の保険

①普通火災保険(一般物件用)

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用(清掃費用等のあと片づけ費用)および損害防止費用等について保険金をお支払いします。

②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅等の建物とその建物内の動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、水災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盗難等による損害について保険金をお支払いします。

③建設工事保険

ビル、工場建物、住宅等の建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる不測かつ突発的な事故によって、工事の対象、工事用材料等に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

④機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電氣的事故・物体の落下等不測かつ突発的な事故によって、機械設備に損害が生じた場合、その修理費や再取得費用について保険金をお支払いします。

イ. 賠償責任の保険

①施設所有(管理)者賠償責任保険

工場、事務所、店舗等の各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

②生産物賠償責任保険

生産、販売した物(生産物)が他人に引き渡された後、または行なった仕事が終了した後、その生産物または仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事等の請負業者

が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうために所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります)を設定します。

2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、2022年4月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
2022年	4月	傷害保険「熱中症補償特約」「食中毒補償特約」の新設 取引信用保険の商品改定
	6月	医療保険「普通保険約款」「女性疾病手術特約(特定障害手術あり)」の改定
	10月	会社役員賠償責任保険(D&O保険)の商品改定*
		火災保険・地震保険の料率改定
2023年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定
2024年	4月	傷害保険・団体長期障害所得補償保険の商品改定
	8月	会社役員賠償責任保険(D&O保険)の商品改定
	10月	火災保険の料率改定
2025年	10月	傷害保険「弁護士費用補償特約」の新設
		傷害保険の料率改定

※サステナビリティ経営の一環として、2022年度に会社役員賠償責任保険(D&O保険)において「健康経営割引」を新設し、企業・団体の健康経営を支援しています。

3. リスクソリューション®サービス

企業は、自らを取り巻くリスクを管理し(リスクマネジメント)、これらのリスクが顕在化しないよう予防・排除の対策を講じ(リスクコントロール)、残ったリスクに対しては、保険等による外部へのリスク移転や、積立金や準備金等によるリスク保有で対応します(リスクファイナンス)。

当社では、リスクマネジメントによる「保険へのリスク移転」の手法を一步進めたリスクソリューション®というサービス・コンセプトを日本においていち早く打ち出し、専門部署を設置するとともに、企業のリスク課題に対し、コンサルティングを含む保険商品・サービスのご提供を通じてソリューション(解決策)をご提供しています。

現在、当社独自のリスクソリューション®型商品として、信用リスク分野の課題に対し、法人のお客さまの与信管理の充実に役立つ「取引信用保険」や「輸出取引信用保険」を、オペレーショナルリスク分野の課題に対し、経営者のみなさまの賠償責任リスクに対応する「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」、金融機関向けにインターネットバンキング不正使用に係る被害等を補償する「企業犯罪補償保険(販売名称：クライムガード)」等を、販売しています。※1

※1 商品内容については、60ページをご参照ください。

4. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供する等、お客さまと保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付
- ・保険の対象の調査
- ・保険契約の維持・管理
- ・保険契約の満期更改業務 等

5. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、各損害保険会社が独自の制度を運営しています。

当社においては、企業・団体のお客さまに最適な商品と最優のサービスを提供するとともに、代理店の高度な業務能力と保険募集における適正な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・管理・指導を行なっています。

<代理店登録・募集人届出>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もしくはは使用人」と「損害保険代理店またはその役員もしくはは使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員もしくはは使用人として保険の募集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要があります。

<代理店教育>

当社の代理店教育は、お客さまのさまざまなニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を目的としています。損害保険代理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベルの確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、商品・引受知識、事務・事故対応サポート等、業務対応力のいっそうの向上をめざして教育を行なっています。

なお、一般社団法人日本損害保険協会が実施している「損害保険募集人一般試験」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンス等に関する「基礎単位」と、「自動車保険」、「火災保険」、「傷害疾病保険」に関する商品単位(3単位)により構成されており、各単位は5年ごとの更新制となっています。

各社は業界自主ルールとして、「基礎単位」の合格を保険募集のための要件（登録・届出要件）としており、自動車保険、火災保険または傷害疾病保険に関する商品説明（概要を含む）、意向確認または契約締結のいずれかを行なおうとする募集人は、その取扱種目に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いができないこととしています。当社においても、各募集人の資格取得・資格更新状況を管理しており、無資格募集等が発生しないよう、ルールを遵守した取組みを行なっています。また、「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップをめざす仕組みとして「損害保険大学課程」を実施しています。

<代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。契約内容・契約取扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行なうとともに、担当者による代理店監査・点検フォローの実施を通じた代理店業務のモニタリングを行なっています。

<代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的としています。商品引受業務、募集コンプライアンス、事務取扱い等に関する指導を通じ、適切な代理店業務の定着化を図るとともに、保険募集のさらなる適正化を推進するため、代理店に対する個別指導を行なっています。

<代理店システムについて>

当社では、代理店の利便性向上をめざすとともに、タイムリーな情報提供等を通じた、よりの確な代理店管理・教育・指導の実現に向け、代理店システム（呼称「MYG（ミグ）ゲートウェイ」）を運営しています。

これにより、代理店への各種情報提供や連絡等は、Web上で実施しています。

当社では、このMYGゲートウェイを有効活用することで、今後もより実効性のある代理店体制整備を図ってまいります。

<代理店数>

2026年3月31日現在、当社の委託代理店は445店です。

<外務社員>

該当事項はありません。

<代理店研修生>

該当事項はありません。

業績データ

<<事業の概況>>

1 保険の引受

1. 保険料・従業員一人当たり保険料

(1) 正味収入保険料 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		529	3.6	875	5.7	1,263	8.0
海 上		81	0.5	85	0.6	84	0.5
傷 害		12,020	80.9	12,146	79.2	12,242	78.0
自 動 車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		344	2.3	293	1.9	296	1.9
そ の 他		1,887	12.7	1,925	12.6	1,806	11.5
合 計		14,862	100.0	15,327	100.0	15,692	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

(2) 元受正味保険料（含む収入積立保険料） (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		683	4.4	1,058	6.6	1,390	8.5
海 上		4	0.0	5	0.0	4	0.0
傷 害		12,371	79.2	12,475	77.6	12,587	76.9
自 動 車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		2,551	16.3	2,547	15.8	2,380	14.6
合 計		15,610	100.0	16,086	100.0	16,363	100.0
うち収入積立保険料		—	—	—	—	—	—
従業員一人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）		73		74		74	

(注) 1. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です（積立保険の積立保険料部分を含みます）。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）＝ $\frac{\text{元受正味保険料（含む収入積立保険料）}}{\text{従業員数}}$

2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

(1) 受再正味保険料 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	200	27.6	196	28.5	317	39.1
海 上	上	98	13.4	101	14.8	100	12.4
傷 害	害	1	0.1	1	0.1	2	0.3
自 動 車	車	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任		344	47.2	293	42.7	296	36.6
その他の	他	84	11.6	95	13.9	94	11.7
合 計	計	729	100.0	688	100.0	811	100.0

(2) 支払再保険料 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	354	24.0	378	26.2	445	30.0
海 上	上	21	1.5	21	1.5	20	1.4
傷 害	害	352	23.8	329	22.8	347	23.4
自 動 車	車	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任		－	－	－	－	－	－
その他の	他	748	50.7	717	49.6	669	45.2
合 計	計	1,477	100.0	1,447	100.0	1,482	100.0

3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	災	14	25	40
海 上	上	3	3	11
傷 害	害	20	14	21
自 動 車	車	－	－	－
自動車損害賠償責任		11	10	9
その他の	他	10	0	1
合 計	計	61	55	85

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しております。

4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

(1) 正味支払保険金 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	323	6.3	284	5.6	234	4.6
海 上	上	54	1.1	40	0.8	21	0.4
傷 害	害	4,116	79.8	4,189	82.2	4,146	81.2
自 動 車	車	0	0.0	△0	△0.0	0	0.0
自動車損害賠償責任		437	8.5	434	8.5	415	8.1
その他の	他	226	4.4	149	2.9	290	5.7
合 計	計	5,159	100.0	5,098	100.0	5,108	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

(2) 元受正味保険金 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	207	4.5	204	4.4	168	3.6
海 上	上	2	0.0	3	0.1	2	0.1
傷 害	害	4,201	90.9	4,258	91.5	4,212	89.0
自 動 車	車	△0	△0.0	△0	△0.0	－	－
自動車損害賠償責任		－	－	－	－	－	－
その他の	他	211	4.6	187	4.0	348	7.4
合 計	計	4,622	100.0	4,654	100.0	4,733	100.0

5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

(1) 受再正味保険金 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	169	23.7	113	15.6	89	16.1
海 上	上	58	8.2	41	5.7	20	3.7
傷 害	害	0	0.1	0	0.1	0	0.1
自 動 車	車	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車損害賠償責任		437	61.3	434	59.8	415	75.3
その他の	他	48	6.7	136	18.8	26	4.8
合 計	計	714	100.0	727	100.0	552	100.0

(2) 回収再保険金 (単位：百万円、%)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災	52	29.8	34	12.0	23	13.2
海 上	上	6	3.4	4	1.6	1	0.9
傷 害	害	85	48.2	69	24.5	66	37.7
自 動 車	車	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任		－	－	－	－	－	－
その他の	他	33	18.6	174	61.8	85	48.2
合 計	計	177	100.0	282	100.0	176	100.0

6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	62.7	60.5	123.2	33.8	52.7	86.4	19.1	51.5	70.6
海上	67.7	32.6	100.3	47.2	27.9	75.0	25.7	29.1	54.8
傷害	40.5	52.4	92.9	40.4	51.2	91.6	39.8	50.6	90.5
自動車	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	127.2	－	127.2	147.9	－	147.9	140.0	－	140.0
その他	14.8	61.9	76.8	10.2	61.8	72.0	20.3	68.8	89.0
合 計	40.2	52.6	92.8	38.3	51.5	89.8	37.7	51.7	89.5

- (注) 1. 正味損害率＝ $\frac{\text{正味支払保険金}+\text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$
2. 正味事業費率＝ $\frac{\text{諸手数料及び集金費}+\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	40.1	44.0	84.1	43.2	42.1	85.3	41.7	45.1	86.8
海上	40.1	27.2	67.3	33.1	22.8	55.9	46.5	23.8	70.3
傷害	40.1	51.3	91.4	38.3	50.0	88.3	34.2	50.0	84.2
(医 療)	(58.4)			(47.8)			(48.0)		
(が ん)	(－)			(－)			(－)		
(介 護)	(－)			(－)			(－)		
(そ の 他)	(29.1)			(32.4)			(25.4)		
自動車	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	20.2	53.2	73.4	21.1	47.1	68.2	17.3	52.4	69.7
合 計	37.0	51.1	88.1	35.8	48.8	84.5	32.4	49.7	82.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝ $\frac{\text{出再控除前の発生損害額}+\text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
3. 事業費率＝ $\frac{\text{支払諸手数料及び集金費}+\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
① 年度開始時の未収再保険金	341 (221)	148 (53)	113 (39)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	175 (59)	281 (39)	176 (39)
③ 当該年度回収等	367 (227)	317 (54)	208 (37)
④ ①＋②－③＝年度末の未収再保険金	148 (53)	113 (39)	81 (41)

- (注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：％)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
国 内 契 約	98.8	98.9	98.2
海 外 契 約	1.2	1.1	1.8

- (注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

10. 出再を行なった再保険者の数

(単位：社)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
出再先保険会社の数	13 (1)	14 (1)	15 (1)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象としております。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

11. 出再保険料の上位5社の割合

(単位：％)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合	72.55 (99.52)	70.72 (100.00)	70.04 (100.00)

- (注) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

12. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：％)

格付区分 年 度	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ 不明・BB以下)	合計
2025年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
2024年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
2023年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを除く)を対象としております。格付区分は、S&Pグローバル・レーティング社の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しております。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

13. 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
保 険 引 受 収 益	14,917	15,350	15,856
保 険 引 受 費 用	9,651	10,063	10,267
営業費及び一般管理費	4,580	4,555	4,624
そ の 他 収 支	△0	△2	△1
保 険 引 受 利 益	685	729	963

(注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の2023年度4,670百万円、2024年度4,648百万円、2025年度4,709百万円のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

種 目 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	△44	△421	△520
海 上	15	22	3
傷 害	453	765	1,268
自 動 車	△0	△0	△0
自動車損害賠償責任	－	－	－
そ の 他	261	363	212
合 計	685	729	963

14. 契約者配当

該当事項はありません。

15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1％上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1％ ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	152百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

2 資産運用の状況

1. 資産運用の概況

(単位：百万円、％)

区分 年 度		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 資 産		67,909	100.0	62,769	100.0	63,763	100.0
運 用 資 産		63,856	94.0	58,767	93.6	59,489	93.3
運用資産内訳	預 貯 金	4,822	7.1	5,314	8.5	4,930	7.7
	コ ー ル ロ ー ン	－	－	－	－	－	－
	買 現 先 勘 定	－	－	－	－	－	－
	債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
	買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－	－
	商 品 有 価 証 券	－	－	－	－	－	－
	金 銭 の 信 託	29,000	42.7	18,900	30.1	17,500	27.4
	有 価 証 券 (う ち 株 式)	26,140 (2)	38.5 (0.0)	30,743 (2)	49.0 (0.0)	33,277 (1)	52.2 (0.0)
	貸 付 金	－	－	－	－	－	－
	土 地 ・ 建 物	3,893	5.7	3,809	6.1	3,780	5.9

2. 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン	－	－	－	－	－	－
買 現 先 勘 定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－	－	－	－	－
金 銭 の 信 託	19	0.07	69	0.29	130	0.71
有 価 証 券	359	1.51	434	1.62	544	1.82
貸 付 金	－	－	－	－	－	－
土 地 ・ 建 物	110	2.78	112	2.89	112	2.92
小 計	488	0.80	616	1.01	787	1.39
地震保険運用益等	0	－	0	－	0	－
合 計	488	－	616	－	788	－

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$
2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示しています。

(1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

(2) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、次ページの項目3、項目4をご参照ください。

3. 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	0	4,090	0.00	0	5,850	0.00	0	4,315	0.00
コ ー ル ロ ー ン	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買 現 先 勘 定	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－	－	－	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金 銭 の 信 託	19	29,433	0.07	69	24,316	0.29	130	18,541	0.71
有 価 証 券	362	23,823	1.52	434	26,809	1.62	546	29,873	1.83
(公 社 債)	(190)	(17,370)	(1.10)	(234)	(22,046)	(1.06)	(154)	(24,748)	(0.63)
(株 式)	(0)	(2)	(7.50)	(0)	(2)	(7.50)	(0)	(1)	(7.56)
(外 国 証 券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(その他の証券)	(172)	(6,451)	(2.67)	(199)	(4,761)	(4.19)	(391)	(5,122)	(7.64)
貸 付 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
土 地 ・ 建 物	110	3,964	2.78	112	3,889	2.89	112	3,839	2.92
金 融 派 生 商 品	－			－			－		
そ の 他	0			0			0		
合 計	492	61,312	0.80	616	60,866	1.01	789	56,570	1.40

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$
2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

4. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	0	4,090	0.00	0	5,850	0.00	0	4,315	0.00
コ ー ル ロ ー ン	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買 現 先 勘 定	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－	－	－	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金 銭 の 信 託	19	29,433	0.07	69	24,316	0.29	130	18,541	0.71
有 価 証 券	1,678	24,767	6.78	421	29,069	1.45	1,204	32,120	3.75
(公 社 債)	(184)	(17,370)	(1.06)	(32)	(22,041)	(0.15)	(102)	(24,540)	(0.42)
(株 式)	(0)	(2)	(7.50)	(0)	(2)	(7.50)	(0)	(1)	(7.56)
(外 国 証 券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(その他の証券)	(1,493)	(7,395)	(20.20)	(388)	(7,026)	(5.53)	(1,102)	(7,577)	(14.54)
貸 付 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
土 地 ・ 建 物	110	3,964	2.78	112	3,889	2.89	112	3,839	2.92
金 融 派 生 商 品	－			－			－		
そ の 他	0			0			0		
合 計	1,808	62,256	2.90	603	63,126	0.96	1,447	58,817	2.46

(注) 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額}^* - \text{前期末評価差額}^*) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額}^* + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$
※税効果控除前の金額による

5. 海外投融資残高および利回り

該当事項はありません。

6. 保有有価証券利回り

(単位：％)

区 分	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り)	資産運用 利 回 り (実 現 利 回 り)	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り)	資産運用 利 回 り (実 現 利 回 り)	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り)	資産運用 利 回 り (実 現 利 回 り)	(参考) 時価総合 利 回 り
公 社 債		1.10	1.10	1.06	1.06	1.06	0.15	1.08	0.63	0.42
株 式 債		7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.56	7.56	7.56
外 国 証 券		－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券		2.62	2.67	20.20	4.19	4.19	5.53	5.40	7.64	14.54
合 計		1.51	1.52	6.78	1.62	1.62	1.45	1.82	1.83	3.75

(注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しております。
2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、71ページの項目2と同様の方法により算出したものです。
3. 資産運用利回り(実現利回り)は、72ページの項目3と同様の方法により算出したものです。
4. 時価総合利回りは、72ページの項目4と同様の方法により算出したものです。

7. 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

8. ローン金利

(単位：％)

貸付の種類	実施日（上段）／ 利率（下段）				
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2025年 4月10日	2025年 6月10日	2025年 7月10日	2025年 9月10日	2025年 10月10日
	2.05	2.25	2.20	2.30	2.40
	2025年 11月11日	2025年 12月10日	2026年 1月9日	2026年 2月10日	2026年 3月10日
	2.45	2.60	2.75	2.90	2.80

3 特別勘定に関する指標

該当事項はありません。

4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ベースのソルベンシー・マージン比率)

(単位：％、百万円)

区分(単体ベース)		－	2025年度	増減
Tier1 適格資本の額(B)－(C)	(A)	－	40,140	－
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	42,118	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	10,000	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	32,118	－
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	1,978	－
Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	－	149	－
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	149	－
Tier2 資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	149	－
Tier2 適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額(A)＋(D)	①	－	40,290	－
生命保険リスクの額	(a)	－	－	－
損害保険リスクの額	(b)	－	2,096	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	1,865	－
市場リスクの額	(d)	－	4,613	－
信用リスクの額	(e)	－	475	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	463	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	2,530	－
所要資本の額(税効果考慮前) (a)＋(b)＋(c)＋(d)＋(e)＋(f)＋(g)－(h)	(j)	－	6,985	－
所要資本の税効果の額	(k)	－	1,564	－
所要資本の額(税効果考慮後)(j)－(k)	②	－	5,420	－
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		－	743.2	－

(注) 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)および第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

・ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力(そなえ)を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されます。

・2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積もりを反映できるような手法で健全性の評価が行なわれるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変等、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力(=ソルベンシー・マージン)を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

〈適格資本・所要資本〉

・適格資本とは、保険金の支払い等に使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債等が含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」等の観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

・適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層(Tier)に分類されます。

✓ Tier1適格資本は、継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

✓ Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

・所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスク等、さまざまな要因を想定して計算されます。

〈単体ベースの比率、連結ベースの比率〉

・ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

・単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

・連結ベースの比率とは、親会社+子会社等をまとめた「保険会社グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

・保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認するため、連結ベースの比率が用いられます。

・なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況についての諸資料は当社ホームページに掲載の【別冊】業績データに開示しています。
<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/profile/disclosure/>

＜経理の概況＞

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位：百万円、％)						
科 目	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		2025年度 (2026年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)						
現 金 及 び 預 貯 金	4,822	7.10	5,314	8.47	4,930	7.73
預 貯 金	4,822		5,314		4,930	
金 銭 の 信 託	29,000	42.70	18,900	30.11	17,500	27.45
有 価 証 券	26,140	38.49	30,743	48.98	33,277	52.19
国 債	19,351		23,386		24,540	
株 式	2		2		1	
そ の 他 の 証 券	6,786		7,355		8,734	
有 形 固 定 資 産	3,950	5.82	3,855	6.14	3,821	5.99
土 地	2,593		2,593		2,593	
建 物	1,299		1,216		1,187	
建 設 仮 勘 定	－		－		1	
その他の有形固定資産	57		45		38	
無 形 固 定 資 産	1,668	2.46	1,581	2.52	1,978	3.10
ソ フ ト ウ ェ ア	1,471		1,235		1,492	
その他の無形固定資産	197		345		485	
そ の 他 資 産	2,158	3.18	2,170	3.46	2,102	3.30
未 収 保 険 料	－		0		－	
代 理 店 貸	1,424		1,396		1,347	
共 同 保 険 貸	62		63		67	
再 保 険 貸	116		103		109	
外 国 再 保 険 貸	114		65		103	
未 収 金	53		136		50	
未 収 収 益	43		43		44	
預 託 金	7		7		7	
地 震 保 険 預 託 金	21		22		22	
仮 払 金	314		330		347	
繰 延 税 金 資 産	169	0.25	203	0.32	153	0.24
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
資 産 の 部 合 計	67,909	100.00	62,769	100.00	63,763	100.00

(単位：百万円、%)

年 度 科 目	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		2025年度 (2026年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金	24,212	35.65	25,060	39.92	25,765	40.41
支 払 備 金	5,689		5,883		5,737	
責 任 準 備 金	18,523		19,176		20,028	
そ の 他 負 債	16,159	23.80	14,775	23.54	13,508	21.19
共 同 保 険 借	112		109		120	
再 保 険 借	15		6		8	
外 国 再 保 険 借	179		171		176	
債券貸借取引受入担保金	13,754		12,480		10,994	
未 払 法 人 税 等	500		263		426	
預 り 金	117		114		116	
前 受 収 益	9		9		9	
未 払 金	701		805		961	
仮 受 金	768		814		695	
賞 与 引 当 金	251	0.37	222	0.35	290	0.46
特 別 法 上 の 準 備 金	841	1.24	815	1.30	831	1.30
価 格 変 動 準 備 金	841		815		831	
負 債 の 部 合 計	41,464	61.06	40,873	65.12	40,395	63.35
(純資産の部)						
資 本 金	10,000	14.73	10,000	15.93	10,000	15.68
資 本 剰 余 金	8,455	12.45	8,455	13.47	8,455	13.26
資 本 準 備 金	6,967		6,967		6,967	
そ の 他 資 本 剰 余 金	1,487		1,487		1,487	
利 益 剰 余 金	6,363	9.37	1,843	2.94	2,847	4.47
利 益 準 備 金	3,032		992		992	
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,330		851		1,854	
繰 越 利 益 剰 余 金	3,330		851		1,854	
株 主 資 本 合 計	24,818	36.55	20,298	32.34	21,302	33.41
その他有価証券評価差額金	1,627	2.40	1,596	2.54	2,064	3.24
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,627	2.40	1,596	2.54	2,064	3.24
純 資 産 の 部 合 計	26,445	38.94	21,895	34.88	23,367	36.65
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	67,909	100.00	62,769	100.00	63,763	100.00

貸借対照表の注記 (2025年度)

- (注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- ①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行なっております。
- ②その他有価証券の評価は原則、期末日の市場価格等に基づく時価法により行なっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ③その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行なっております。
- (2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法は、時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は定率法により行なっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法により行なっております。
- (4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行なっております。
- (6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行なっております。
- (7) 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- (8) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (9) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (10) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行なっております。
2. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下のとおりです。
- 支払備金
- (1) 当年度の計算書類に計上した金額
- 当年度の貸借対照表の「支払備金」に5,737百万円計上しております。
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- 保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。
- ①算出方法
- 支払事由の発生の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容及び保険契約の内容に基づき個別に支払見込額を見積もっております。
- 保険契約に規定する支払事由が既に発生しているものの、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものについては、過去の支払実績等を勘案して算出した最終損害額の見積りに基づき計上しております。
- ②翌年度の計算書類に与える影響
- 事案の進捗等により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。また、最終損害額の見積りについては、見積手法の選択等に起因する不確実性を有しております。
3. (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。運用資産は主に有価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用も行なっております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- 当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク等に晒されております。投資信託は金利、株価、為替等の市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払等資金管理に関して流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行なっておりません。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- (i) 市場関連リスクの管理
- 当社は、市場関連リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め市場関連リスク管理を行なうとともに、リスク管理にかかわる審議等を行なうリスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。
- 市場関連リスクの管理にあたっては、リスク管理上必要と判断される限度枠等を設定し、定期的に見直しを行なっております。さらに、当社ではVaR手法によるリスク量の計測に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行なっております。
- (ii) 信用リスクの管理
- 当社は、信用リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め信用リスク管理を行なうとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。信用リスクの管理にあたっては、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、特に一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社は、流動性リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め流動性リスク管理を行なうとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。流動性リスクの管理にあたっては、低流動性資産の運用制限、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)。また、現金は注記を省略しており、預貯金、合同運用の指定金銭信託のうち預貯金と同様の性格を有する金銭の信託、代理店貸及び債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	18,419	16,974	△1,444
その他有価証券	14,856	14,856	－
資産計	33,275	31,831	△1,444

(注1) 有価証券取引に関する事項

有価証券
保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。
(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,546	3,554	8
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	14,872	13,419	△1,453
合 計		18,419	16,974	△1,444

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却額は1,968百万円であり、売却益の合計額は114百万円、売却損は112百万円です。また、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,429	5,239	3,189
	小計	8,429	5,239	3,189
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	6,121	6,381	△259
	その他	305	330	△24
	小計	6,426	6,711	△284
合 計		14,856	11,951	2,905

(iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を行なった有価証券はありません。

(iv) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、次のとおりであり、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	1,808	7,174	3,739	5,697
国債				
その他有価証券のうち満期があるもの	398	3,767	1,954	－
国債				
合 計	2,207	10,942	5,694	5,697

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(i) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	6,121	－	－	6,121
その他	－	8,734	－	8,734
資産計	6,121	8,734	－	14,856

(ii) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	16,974	－	－	16,974
資産計	16,974	－	－	16,974

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。
投資信託については、相場価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

4. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
当社は、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,282百万円、時価は1,870百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。
5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は11,230百万円であります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は2,829百万円であります。
7. 関係会社に対する金銭債権の総額は43百万円、金銭債務の総額は887百万円であります。
8. 繰延税金資産の総額は5,355百万円、繰延税金負債の総額は919百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,282百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金4,202百万円、支払備金533百万円、価格変動準備金240百万円及びソフトウェア213百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金840百万円、自動車損害賠償責任保険にかかる責任準備金78百万円であります。
9. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|----------|
| 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) | 5,875百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 315百万円 |
| 差 引 (イ) | 5,559百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口) | 177百万円 |
| 計 (イ+口) | 5,737百万円 |
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 6,026百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 717百万円 |
| 差 引 (イ) | 5,309百万円 |
| その他の責任準備金(口) | 14,718百万円 |
| 計 (イ+口) | 20,028百万円 |
10. 1株当たりの純資産額は58,418円32銭であります。
算定上の基礎である純資産額は23,367百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。
11. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

年 度 科 目	2023年度 (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで)
経 常 収 益	15,529	15,956	16,757
保 険 引 受 収 益	14,917	15,350	15,856
正 味 収 入 保 険 料	14,862	15,327	15,692
積 立 保 険 料 等 運 用 益	25	23	17
支 払 備 金 戻 入 額	29	－	146
為 替 差 益	－	－	0
資 産 運 用 収 益	594	592	885
利 息 及 び 配 当 金 収 入	469	546	657
金 銭 の 信 託 運 用 益	19	69	130
有 価 証 券 売 却 益	130	－	114
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△25	△23	△17
そ の 他 経 常 収 益	17	12	15
経 常 費 用	14,450	14,739	15,163
保 険 引 受 費 用	9,651	10,063	10,267
正 味 支 払 保 険 金	5,159	5,098	5,108
損 害 調 査 費	819	778	814
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	3,235	3,336	3,492
支 払 備 金 繰 入 額	－	194	－
責 任 準 備 金 繰 入 額	436	653	851
為 替 差 損	0	1	－
資 産 運 用 費 用	127	－	112
有 価 証 券 売 却 損	127	－	112
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,670	4,648	4,709
そ の 他 経 常 費 用	1	27	73
支 払 利 息	1	26	72
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	－	－	0
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0	0
経 常 利 益	1,078	1,216	1,594
特 別 利 益	－	26	－
特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額	－	26	－
価 格 変 動 準 備 金	－	26	－
特 別 損 失	7	0	19
固 定 資 産 処 分 損	0	0	3
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	7	－	16
価 格 変 動 準 備 金	7	－	16
税 引 前 当 期 純 利 益	1,071	1,242	1,574
法 人 税 及 び 住 民 税	568	516	711
法 人 税 等 調 整 額	△206	△51	△140
法 人 税 等 合 計	362	465	571
当 期 純 利 益	709	777	1,003

損益計算書の注記 (2025年度)

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は115百万円、費用総額は1,030百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	17,175百万円
支払再保険料	1,482百万円

差 引 15,692百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,285百万円
回収再保険金	176百万円

差 引 5,108百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,732百万円
出再保険手数料	239百万円

差 引 3,492百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△242百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△101百万円

差 引 (イ) △140百万円

地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口) △5百万円

計 (イ+口) △146百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	83百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△91百万円

差 引 (イ) 175百万円

その他の責任準備金繰入額(口) 676百万円

計 (イ+口) 851百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	544百万円
不動産賃貸料	112百万円
その他利息・配当金	0百万円

計 657百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額43百万円及び前払退職金60百万円であります。

4. 1株当たりの当期純利益金額は2,509円29銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は1,003百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

年 度		2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度末
科 目						
資 産 の 部	現 金 及 び 預 貯 金	3,326	5,882	4,822	5,314	4,930
	金 銭 の 信 託	17,600	27,200	29,000	18,900	17,500
	有 価 証 券	38,344	24,459	26,140	30,743	33,277
	有 形 固 定 資 産	4,069	4,057	3,950	3,855	3,821
	無 形 固 定 資 産	2,097	1,908	1,668	1,581	1,978
	そ の 他 資 産	2,078	2,529	2,158	2,170	2,102
	繰 延 税 金 資 産	216	331	169	203	153
	貸 倒 引 当 金	－	△0	△0	△0	△0
資産の部合計		67,732	66,368	67,909	62,769	63,763
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保 険 契 約 準 備 金	23,922	23,805	24,212	25,060	25,765
	そ の 他 負 債	16,765	16,517	16,159	14,775	13,508
	賞 与 引 当 金	114	106	251	222	290
	特 別 法 上 の 準 備 金	869	834	841	815	831
	価 格 変 動 準 備 金	869	834	841	815	831
	負債の部合計	41,672	41,264	41,464	40,873	40,395
	資 本 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	資 本 剰 余 金	8,455	8,455	8,455	8,455	8,455
	利 益 剰 余 金	6,322	5,969	6,363	1,843	2,847
	(繰越利益剰余金)	(3,289)	(2,937)	(3,330)	(851)	(1,854)
	株 主 資 本 合 計	24,777	24,424	24,818	20,298	21,302
	その他有価証券評価差額金	1,282	679	1,627	1,596	2,064
	評価・換算差額等合計	1,282	679	1,627	1,596	2,064
純資産の部合計		26,060	25,104	26,445	21,895	23,367
負債及び純資産の部合計		67,732	66,368	67,909	62,769	63,763

4. 損益計算書の推移

(単位：百万円)

年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
科 目						
経 常 収 益	保 険 引 受 収 益	15,528	16,192	15,529	15,956	16,757
	正 味 収 入 保 険 料	14,822	14,724	14,862	15,327	15,692
	収 入 積 立 保 険 料	0	－	－	－	－
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	21	22	25	23	17
	支 払 備 金 戻 入 額	－	246	29	－	146
	為 替 差 益	0	0	－	－	0
	資 産 運 用 収 益	674	1,187	594	592	885
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	549	637	469	546	657
	金 銭 の 信 託 運 用 益	8	13	19	69	130
	有 価 証 券 売 却 益	137	559	130	－	114
	積立保険料等運用益振替	△21	△22	△25	△23	△17
	そ の 他 経 常 収 益	8	10	17	12	15
経 常 費 用	保 険 引 受 費 用	13,581	15,326	14,450	14,739	15,163
	正 味 支 払 保 険 金	4,919	6,336	5,159	5,098	5,108
	損 害 調 査 費	764	846	819	778	814
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	3,206	3,224	3,235	3,336	3,492
	満 期 返 戻 金	6	－	－	－	－
	支 払 備 金 繰 入 額	270	－	－	194	－
	責 任 準 備 金 繰 入 額	88	129	436	653	851
	為 替 差 損	－	－	0	1	－
	資 産 運 用 費 用	－	324	127	－	112
	有 価 証 券 売 却 損	－	324	127	－	112
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,323	4,460	4,670	4,648	4,709
	そ の 他 経 常 費 用	1	2	1	27	73
経 常 利 益	支 払 利 息	1	1	1	26	72
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	－	0	－	－	0
	そ の 他 の 経 常 費 用	0	0	0	0	0
	特 別 利 益	1,947	866	1,078	1,216	1,594
	特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額	－	34	－	26	－
	価 格 変 動 準 備 金	－	34	－	26	－
	特 別 損 失	130	2	7	0	19
	固 定 資 産 処 分 損	0	2	0	0	3
	特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	130	－	7	－	16
	価 格 変 動 準 備 金	130	－	7	－	16
	税 引 前 当 期 純 利 益	1,816	898	1,071	1,242	1,574
	法 人 税 及 び 住 民 税	703	328	568	516	711
	法 人 税 等 調 整 額	△34	119	△206	△51	△140
	法 人 税 等 合 計	668	447	362	465	571
	当 期 純 利 益	1,147	450	709	777	1,003

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

年 度 科 目	2023年度 (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)	1,071	1,242	1,574
減価償却費	794	817	683
支払備金の増減額 (△は減少)	△29	194	△146
責任準備金の増減額 (△は減少)	436	653	851
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	144	△29	68
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	7	△26	16
利息及び配当金収入	△469	△546	△657
有価証券関係損益 (△は益)	△3	－	△1
支払利息	1	18	66
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0	3
その他資産(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額 (△は増加)	△56	△623	△895
その他負債(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△70	120	55
小計	1,826	1,822	1,617
利息及び配当金の受取額	581	617	693
利息の支払額	△1	△18	△66
法人税等の支払額	△108	△756	△548
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,298	1,664	1,696
投資活動によるキャッシュ・フロー			
金銭の信託の増加による支出	△3,100	△3,700	△1,900
有価証券の取得による支出	△6,384	△6,383	△5,698
有価証券の売却・償還による収入	5,921	1,705	3,788
債券貸借取引受入担保金の増減額	△758	△1,273	△1,485
資産運用活動計	△4,321	△9,651	△5,296
(営業活動及び資産運用活動計)	(△2,022)	(△7,987)	(△3,599)
有形固定資産の取得による支出	△21	△25	△83
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,343	△9,676	△5,379
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△315	△5,296	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△315	△5,296	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－	－
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,359	△13,308	△3,683
現金及び現金同等物期首残高	33,082	30,722	17,414
現金及び現金同等物期末残高	30,722	17,414	13,730

(注) 現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の短期投資からなっております。

6. 株主資本等変動計算書

【2025 年度 (2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)】

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	10,000	6,967	1,487	8,455	992	851	1,843	20,298	1,596	1,596	21,895
当期変動額											
当期純利益	－	－	－	－	－	1,003	1,003	1,003	－	－	1,003
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	467	467	467
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,003	1,003	1,003	467	467	1,471
当期末残高	10,000	6,967	1,487	8,455	992	1,854	2,847	21,302	2,064	2,064	23,367

【2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)】

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	10,000	6,967	1,487	8,455	3,032	3,330	6,363	24,818	1,627	1,627	26,445
当期変動額											
剰余金の配当	－	－	－	－	960	△6,256	△5,296	△5,296	－	－	△5,296
当期純利益	－	－	－	－	－	777	777	777	－	－	777
準備金から剰余金への振替	－	－	－	－	△3,000	3,000	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	△30	△30	△30
当期変動額合計	－	－	－	－	△2,040	△2,479	△4,519	△4,519	△30	△30	△4,549
当期末残高	10,000	6,967	1,487	8,455	992	851	1,843	20,298	1,596	1,596	21,895

【2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)】

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	10,000	6,967	1,487	8,455	3,032	2,937	5,969	24,424	679	679	25,104
当期変動額											
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△315	△315	△315	－	－	△315
当期純利益	－	－	－	－	－	709	709	709	－	－	709
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	947	947	947
当期変動額合計	－	－	－	－	－	393	393	393	947	947	1,340
当期末残高	10,000	6,967	1,487	8,455	3,032	3,330	6,363	24,818	1,627	1,627	26,445

【株主資本等変動計算書の注記（2025 年度）】

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	400,000	－	－	400,000
普通株式	400,000	－	－	400,000
合計	400,000	－	－	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 配当金支払額
該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	702百万円	利益剰余金	1,756円50銭	2026年3月31日	2026年7月1日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株当たり配当等

区分	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり配当額	1,240円85銭	12,000円00銭	1,756円50銭
1株当たり当期純利益金額	1,772円64銭	1,942円51銭	2,509円29銭
配当性向	70.0%	617.8%	70.0%

8. 1株当たり純資産額

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
1株当たり純資産額	66,113円48銭	54,739円82銭	58,418円32銭

9. 従業員一人当たり総資産

(単位：百万円)

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
従業員一人当たり総資産	318	291	291

(注) 従業員一人当たり総資産＝ $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

10. 会計監査

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

2 資産・負債の明細

1. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
現金	－	－	－
預貯金	4,822	5,314	4,930
(郵便振替)	(6)	(6)	(6)
(当座預金)	(1,819)	(1,868)	(2,685)
(普通預金)	(2,995)	(3,438)	(2,238)
(通知預金)	(－)	(－)	(－)
(定期預金)	(－)	(－)	(－)
(譲渡性預金)	(－)	(－)	(－)
合計	4,822	5,314	4,930

2. 商品有価証券

該当事項はありません。

3. 保有有価証券の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	19,351	74.0	23,386	76.1	24,540	73.7
地方債	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－
株式	2	0.0	2	0.0	1	0.0
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他の証券	6,786	26.0	7,355	23.9	8,734	26.2
合計	26,140	100.0	30,743	100.0	33,277	100.0

4. 有価証券残存期間別残高

【2025 年度末】

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国 債	2,207	6,029	4,913	2,780	2,913	5,697	24,540
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	1	1
外 国 証 券	－	－	－	－	－	－	－
（公 社 債）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（ 株 式 ）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の証券	－	－	－	－	－	8,734	8,734
合 計	2,207	6,029	4,913	2,780	2,913	14,434	33,277

【2024 年度末】

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国 債	1,805	3,570	5,410	3,668	3,271	5,659	23,386
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	2	2
外 国 証 券	－	－	－	－	－	－	－
（公 社 債）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（ 株 式 ）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の証券	－	－	－	－	－	7,355	7,355
合 計	1,805	3,570	5,410	3,668	3,271	13,016	30,743

【2023 年度末】

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国 債	1,705	3,649	3,627	4,866	3,407	2,095	19,351
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	2	2
外 国 証 券	－	－	－	－	－	－	－
（公 社 債）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（ 株 式 ）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の証券	－	－	－	－	－	6,786	6,786
合 計	1,705	3,649	3,627	4,866	3,407	8,884	26,140

5. 業種別保有株式

(単位：株、百万円、％)

区 分	2023年度末			2024年度末			2025年度末		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金 融 保 険 業	10	2	100.0	10	2	100.0	6	1	100.0
合 計	10	2	100.0	10	2	100.0	6	1	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。
2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しております。

6. 貸付金業種別内訳

該当事項はありません。

7. 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

8. 貸付金担保別内訳

該当事項はありません。

9. 貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

10. 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

11. 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

12. 住宅関連融資

該当事項はありません。

13. 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－	－
危険債権	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－
貸付条件緩和債権	－	－	－
正常債権	13,359	12,523	11,230
合 計	13,359	12,523	11,230

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
3. 三月以上延滞債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)。以下同じ)の額です。
4. 貸付条件緩和債権とは、条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く))の額です。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から4.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

14. 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況（保険金信託業務を行なう場合）

該当事項はありません。

15. 有形固定資産

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土地	2,593	2,593	2,593
(営業用)	(1,711)	(1,711)	(1,711)
(賃貸用)	(882)	(882)	(882)
建物	1,299	1,216	1,187
(営業用)	(861)	(806)	(787)
(賃貸用)	(437)	(409)	(400)
建設仮勘定	－	－	1
(営業用)	(ー)	(ー)	(1)
(賃貸用)	(ー)	(ー)	(0)
合 計	3,893	3,809	3,782
(営業用)	(2,573)	(2,517)	(2,499)
(賃貸用)	(1,319)	(1,291)	(1,283)
リース資産	－	－	－
その他の有形固定資産	57	45	38
合 計	3,950	3,855	3,821

16. 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

17. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

18. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災	436	607	989
海上	42	36	61
傷害	4,695	4,550	3,917
自動車	0	0	0
自動車損害賠償責任	187	182	177
その他	327	506	590
合 計	5,689	5,883	5,737

(2) 責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災	2,166	2,535	3,044
海上	97	102	111
傷害	11,806	12,206	12,735
自動車	1,282	1,282	1,282
自動車損害賠償責任	357	241	144
その他	2,811	2,807	2,708
合 計	18,523	19,176	20,028

19. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車 (単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	－			－			－			－			－		
	1 年 後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	2 年 後	－	－	－	－	－	－	－	－	－						
	3 年 後	－	－	－	－	－	－									
	4 年 後	－	－	－												
最終損害見積り額		－			－			－			－			－		
累 計 保 険 金		－			－			－			－			－		
支 払 備 金		－			－			－			－			－		

●傷害 (単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	4,128			5,334			4,278			4,223			4,111		
	1 年 後	4,433	1.074	305	5,326	0.998	△8	4,226	0.988	△52	4,101	0.971	△122			
	2 年 後	4,445	1.003	11	5,378	1.010	52	4,140	0.980	△86						
	3 年 後	4,424	0.995	△20	5,343	0.993	△35									
	4 年 後	4,350	0.983	△74												
最終損害見積り額		4,350			5,343			4,140			4,101			4,111		
累 計 保 険 金		4,236			5,151			3,787			3,344			1,991		
支 払 備 金		113			192			352			756			2,119		

●賠償責任 (単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	55			49			52			48			49		
	1 年 後	39	0.715	△15	56	1.140	6	52	1.006	0	48	0.994	△0			
	2 年 後	37	0.938	△2	46	0.830	△9	53	1.003	0						
	3 年 後	34	0.911	△3	119	2.546	72									
	4 年 後	26	0.771	△7												
最終損害見積り額		26			119			53			48			49		
累 計 保 険 金		25			117			34			26			5		
支 払 備 金		1			2			18			21			44		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

20. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2025年度	5,653	2,631	2,695	326
2024年度	5,434	2,551	3,068	△185
2023年度	5,385	2,528	3,047	△190
2022年度	5,726	3,065	2,957	△296
2021年度	5,713	2,502	3,405	△194

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額=期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

21. 責任準備金の残高の内訳

【2025 年度末】 (単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災	災	1,286	1,745	12	－	－	3,044
海 上	上	64	47	－	－	－	111
傷 害	害	3,139	9,579	－	15	－	12,735
自 動 車	車	－	1,282	－	－	－	1,282
自動車損害賠償責任		144	－	－	－	－	144
そ の 他		846	1,862	－	－	－	2,708
合 計		5,482	14,517	12	15	－	20,028

【2024 年度末】 (単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災	災	1,100	1,421	13	－	－	2,535
海 上	上	57	45	－	－	－	102
傷 害	害	3,004	9,185	－	16	－	12,206
自 動 車	車	－	1,282	－	－	－	1,282
自動車損害賠償責任		241	－	－	－	－	241
そ の 他		999	1,808	－	－	－	2,807
合 計		5,403	13,744	13	16	－	19,176

【2023 年度末】 (単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災	災	898	1,252	15	－	－	2,166
海 上	上	54	43	－	－	－	97
傷 害	害	2,994	8,795	－	17	－	11,806
自 動 車	車	－	1,282	－	－	－	1,282
自動車損害賠償責任		357	－	－	－	－	357
そ の 他		1,062	1,749	－	－	－	2,811
合 計		5,368	13,122	15	17	－	18,523

22. 責任準備金積立水準

区 分		2023年度末	2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝（実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金）÷（下記(1)～(3)の合計額）
(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

23. 長期性資産

該当事項はありません。

24. 引当金明細表

【2025 年度】 (単位：百万円)

区 分		2024年度末 残高	2025年度 増加額	2025年度減少額		2025年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	0	0	0	－	0
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－
退職給付引当金		－	－	－	－	－
賞与引当金		222	290	222	－	290
価格変動準備金		815	16	－	－	831
合 計		1,037	306	222	－	1,122

【2024 年度】 (単位：百万円)

区 分		2023年度末 残高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	0	－	－	0	0
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－
退職給付引当金		－	－	－	－	－
賞与引当金		251	222	251	－	222
価格変動準備金		841	－	－	26	815
合 計		1,093	222	251	26	1,037

【2023 年度】 (単位：百万円)

区 分		2022年度末 残高	2023年度 増加額	2023年度減少額		2023年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	0	－	－	0	0
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－
退職給付引当金		－	－	－	－	－
賞与引当金		106	251	106	－	251
価格変動準備金		834	7	－	－	841
合 計		942	258	106	0	1,093

25. 貸付金償却の額

該当事項はありません。

26. 資本金等明細表

【2025 年度】 (単位：百万円)

区 分		2024年度末 残高	2025年度 増加額	2025年度 減少額	2025年度末 残高
資 本 金		10,000	－	－	10,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 10,000	(－) －	(－) －	(400,000株) 10,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	6,967	－	－	6,967
	(その他資本剰余金)	1,487	－	－	1,487
	合 計	8,455	－	－	8,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	992	－	－	992
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合 計	992	－	－	992

【2024 年度】 (単位：百万円)

区 分		2023年度末 残高	2024年度 増加額	2024年度 減少額	2024年度末 残高
資 本 金		10,000	－	－	10,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 10,000	(－) －	(－) －	(400,000株) 10,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	6,967	－	－	6,967
	(その他資本剰余金)	1,487	－	－	1,487
	合 計	8,455	－	－	8,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	3,032	960	3,000	992
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合 計	3,032	960	3,000	992

【2023 年度】 (単位：百万円)

区 分		2022年度末 残高	2023年度 増加額	2023年度 減少額	2023年度末 残高
資 本 金		10,000	－	－	10,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 10,000	(－) －	(－) －	(400,000株) 10,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	6,967	－	－	6,967
	(その他資本剰余金)	1,487	－	－	1,487
	合 計	8,455	－	－	8,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	3,032	－	－	3,032
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合 計	3,032	－	－	3,032

3 損益の明細

1. 売買目的有価証券運用損益

該当事項はありません。

2. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
国 債 等	－	－	－
株 式	－	－	－
外 国 証 券	－	－	－
そ の 他 の 証 券	130	－	114
合 計	130	－	114

3. 有価証券売却損

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
国 債 等	－	－	112
株 式	－	－	－
外 国 証 券	－	－	－
そ の 他 の 証 券	127	－	－
合 計	127	－	112

4. 有価証券評価損

該当事項はありません。

5. 固定資産の処分損益

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度		2025年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
有 形 固 定 資 産	－	0	－	0	－	3
(土 地)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(建 物)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(3)
(リ ー ス 資 産)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(その他の有形固定資産)	(－)	(0)	(－)	(0)	(－)	(0)
無 形 固 定 資 産	－	－	－	－	－	－
合 計	－	0	－	0	－	3

6. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
人 件 費		2,051	1,962	2,168
物 件 費		3,240	3,265	3,152
税 金		197	197	201
抛 出 金		0	0	0
負 担 金		－	1	1
計		5,490	5,427	5,524
(損 害 調 査 費)		(819)	(778)	(814)
(営業費及び一般管理費)		(4,670)	(4,648)	(4,709)
諸手数料及び集金費		3,235	3,336	3,492
事 業 費 合 計		8,725	8,763	9,016

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

7. 減価償却費明細表

【2025 年度】

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	2025年度 償却額	償却累計額	2025年度末 残高	償却累計率
建 物	3,842	95	2,654	1,187	69.1
(営 業 用)	(2,540)	(63)	(1,753)	(787)	(69.0)
(賃 貸 用)	(1,302)	(32)	(901)	(400)	(69.2)
その他の有形固定資産	212	20	174	38	82.0
ソ フ ト ウ ェ ア	2,656	567	1,163	1,492	43.8
その他の無形固定資産	485	－	－	485	－
合 計	7,196	683	3,992	3,203	

【2024 年度】

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	2024年度 償却額	償却累計額	2024年度末 残高	償却累計率
建 物	3,781	97	2,564	1,216	67.8
(営 業 用)	(2,499)	(64)	(1,693)	(806)	(67.7)
(賃 貸 用)	(1,281)	(32)	(871)	(409)	(68.0)
その他の有形固定資産	224	22	178	45	79.6
ソ フ ト ウ ェ ア	3,461	697	2,226	1,235	64.3
その他の無形固定資産	345	－	－	345	－
合 計	7,812	817	4,969	2,843	

【2023 年度】

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	2023年度 償却額	償却累計額	2023年度末 残高	償却累計率
建 物	3,767	98	2,467	1,299	65.5
(営 業 用)	(2,490)	(65)	(1,628)	(861)	(65.4)
(賃 貸 用)	(1,276)	(33)	(838)	(437)	(65.7)
その他の有形固定資産	230	29	173	57	75.0
ソ フ ト ウ ェ ア	3,383	666	1,912	1,471	56.5
その他の無形固定資産	197	－	－	197	－
合 計	7,579	794	4,553	3,025	

4 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2023年度 (2024年3月31日現在)			2024年度 (2025年3月31日現在)			2025年度 (2026年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	公 社 債	13,606	13,932	326	7,229	7,295	66	3,546	3,554	8
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		13,606	13,932	326	7,229	7,295	66	3,546	3,554	8
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	公 社 債	2,454	2,416	△38	10,589	10,024	△565	14,872	13,419	△1,453
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		2,454	2,416	△38	10,589	10,024	△565	14,872	13,419	△1,453
合 計		16,060	16,349	288	17,819	17,320	△499	18,419	16,974	△1,444

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		2023年度 (2024年3月31日現在)			2024年度 (2025年3月31日現在)			2025年度 (2026年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	1,434	1,421	12	98	98	0	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	そ の 他	6,786	4,521	2,265	7,355	4,901	2,454	8,429	5,239	3,189
	小 計	8,220	5,942	2,278	7,453	4,999	2,454	8,429	5,239	3,189
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	1,856	1,875	△18	5,468	5,676	△207	6,121	6,381	△259
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	そ の 他	—	—	—	—	—	—	305	330	△24
	小 計	1,856	1,875	△18	5,468	5,676	△207	6,426	6,711	△284
合 計		10,077	7,817	2,259	12,922	10,675	2,247	14,856	11,951	2,905

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2023年度 (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)			2025年度 (2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	—	—	—	—	—	—	1,372	—	112
株 式	—	—	—	—	—	—	0	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	4,212	130	127	—	—	—	595	114	—
合 計	4,212	130	127	—	—	—	1,968	114	112

(5) 減損処理を行なった有価証券

該当事項はありません。

2. 金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	2023年度 (2024年3月31日現在)			2024年度 (2025年3月31日現在)			2025年度 (2026年3月31日現在)		
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額
金 銭 の 信 託	29,000	29,000	—	18,900	18,900	—	17,500	17,500	—

(注) 本表の金銭の信託は合同運用の金銭信託であります。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く）

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引
（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）

該当事項はありません。

5 財務諸表の適正性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者（代表取締役社長）が確認しています。

確 認 書

2026年6月29日

明治安田損害保険株式会社
代表取締役社長 永田 康弘

1. 私は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。

（1）財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。

（2）内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。

（3）重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以 上

1

会社の沿革

年月		旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
1996年	8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立
		損害保険業免許取得	損害保険業免許取得
	10月	営業開始	営業開始
		労働災害総合保険を発売	会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
1997年	1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	
	2月		傷害保険を発売
1998年	4月		団体長期障害所得補償保険を発売
2000年	4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
	7月		取引信用保険を発売
2001年	5月	安田生命への募集代理を開始	
	7月		明治生命への募集代理を開始
2002年	1月	団体医療保険を発売	
年月		明治安田損害保険株式会社	
2005年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社誕生	
2006年	4月	「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を充実	
	5月	会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本方針」を制定	
	10月	苦情等受付状況をホームページへ開示	
2007年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「意向確認書面」を導入	
		保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不服申立制度を開設	
2008年	4月	第2次中期経営計画がスタート	
2010年	1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定	
	4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定	
2011年	4月	第3次中期経営計画がスタート	
		輸出取引信用保険を発売	
2013年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定（暴力団排除条項の導入）	
2014年	1月	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定	
	4月	第4次中期経営計画がスタート	
2015年	4月	明治安田損害保険株式会社発足10周年	
2016年	5月	保険業法改正に伴い、「意向確認書面」の内容を改訂	
2017年	4月	第5次中期経営計画がスタート	
	9月	「お客さま志向の業務運営方針」を制定	
2019年	6月	明治安田グループにおける資本の有効活用およびグループERM推進の観点から、資本金を520億円から100億円に減額	
2021年	4月	第6次中期経営計画がスタート	
2022年	4月	「熱中症・食中毒」による入院等を補償する特約の取扱いを開始	
	10月	会社役員賠償責任保険（D&O保険）の保険料を割り引く「健康経営割引」の取扱いを開始	
2023年	3月	健康優良企業「金の認定」を取得	
2024年	4月	第7次中期経営計画がスタート	
2025年	3月	健康経営優良法人（中小規模法人部門（ネクストブライト1000））を認定	
	4月	明治安田損害保険株式会社発足20周年	
	6月	「お客さま志向の業務運営方針」の取組状況（2024年度）公表	
	6月	「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）」取得	
	10月	傷害保険の一部でWeb申込システムの導入・展開 弁護士費用補償特約の取扱いを開始	

2

主要な業務

当社は、損害保険業として、損害保険の引受およびその再保険の引受、保険料の収納、保険金の支払い、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行なっています。

【業務の代理・事務の代行】

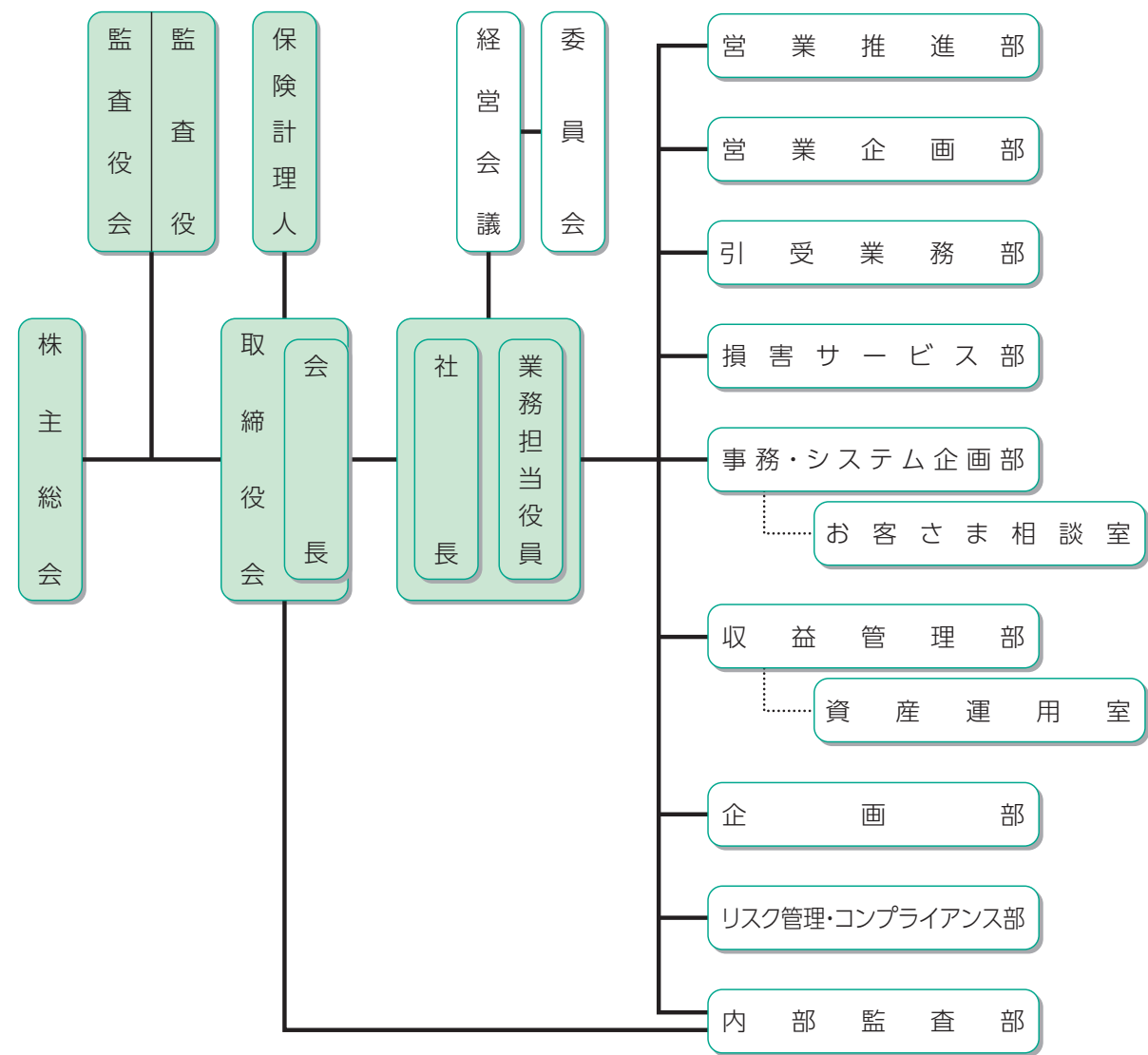
当社は、保険業法に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託しています。

＜業務の代理・事務の代行に関する主なもの＞

- 業務の代理
 - ・保険契約の締結の代理（媒介を含む）
- 事務の代行
 - ・保険の引受その他の業務に係る書類等の作成および授受等
 - ・保険料の収納事務および保険金等の支払事務
 - ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
 - ・保険募集を行なう者の教育および管理 等

3 経営の組織

＜組織図（2026年6月29日現在）＞



＜本社所在地＞

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号 03-3257-3111（代表）
フリーダイヤル 0120-255-400（お客さま相談室）

※なお、以下の所在地に営業推進部西日本営業推進グループ、損害サービス部大阪損害サービスグループおよび医療保険・コールサービスグループを設置しています。

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル10階
電話番号 06-6265-1101（営業推進部西日本営業推進グループ）
06-6265-1700（損害サービス部大阪損害サービスグループ）

〒171-0033 東京都豊島区高田3-35-1 明治安田生命事務センタービル4階
電話番号 03-5956-6031
（損害サービス部医療保険・コールサービスグループ）

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、2026年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は100億円です。なお、当社の株式は上場していません。

1. 基本事項

- (1) 定時株主総会開催時期
毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。
- (2) 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (3) 基準日
定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。
- (4) 公告掲載新聞
東京都において発行する日本経済新聞
ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しています。
<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 株主総会議案等

- (1) 臨時株主総会
臨時株主総会が2026年3月26日（木）に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

【2026年3月26日（木）】
決議事項
第1号議案 取締役選任の件
本件は、原案どおり2026年4月1日付で就任する取締役に2名が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 定時株主総会
第30回定時株主総会が2026年6月29日（月）に開催されました。

報告事項および決議事項は以下のとおりです。

- 報告事項
第30期[2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）]
計算書類及び事業報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり期末配当金を1株1,756円50銭とすることにつき、承認可決されました。

第2号議案 監査役選任の件
本件は、原案どおり2026年6月29日付で就任する監査役に1名が選任され、就任いたしました。

3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	明治安田生命保険相互会社
住所	東京都千代田区丸の内2-1-1
所有株式数	40万株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地震その他の異常災害に備え担保力増強のための内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の実現をめざすことを基本方針としています。

以上の基本方針に基づき今期の配当は1株当たり1,756円50銭（総額702,600,000円）としました。

5. 資本金の推移

(1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
2019年6月25日	100億円	減資(注1)
2005年4月1日	520億円	合併(注2)

(注1) 明治安田グループにおける自己資本の有効活用とERM態勢の強化の観点から、減資により自己資本の適正化を実施しました。

(注2) 2005年4月1日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金220億円)と明治損害保険株式会社(資本金300億円)との合併により資本金が520億円となりました。

(2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
1996年8月8日	220億円	－

(3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
1996年8月8日	300億円	－

6. 最近の新株および社債の発行

当社は1996年8月8日に設立後、2026年3月31日まで、新株および社債を発行していません。

5 役員の状況

(2026年6月29日現在)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴		担当部門
取締役会長 (代表取締役)	牧 野 真 也 (1961年3月19日)	1983年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	内部監査部
		2005年 4月	富山支社長	
		2009年 4月	商品部長	
		2013年 7月	執行役商品部長	
		2015年 4月	常務執行役	
		2017年 4月	専務執行役	
		2020年 4月	執行役副社長	
		2020年 7月	取締役 執行役員副社長	
		2021年 7月	取締役 代表執行役員副社長	
		2024年 4月	取締役	
		2024年 7月	明治安田損害保険株式会社 代表取締役会長	
取締役社長 (代表取締役)	永 田 康 弘 (1966年8月25日)	1989年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2016年 4月	調査部長	
		2019年 4月	株式会社明治安田総合研究所代表取締役社長	
		2021年 4月	明治安田生命保険相互会社執行役員 デジタル戦略部長	
		2024年 4月	常務執行役	
		2026年 4月	明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長	
取締役 専務執行役員	西 川 良 祐 (1964年5月26日)	1987年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	営業推進部、 引受業務部(再保険事項) 事務・システム企画部
		2017年 4月	理事職域開拓推進部長	
		2018年 4月	理事公法人業務部長	
		2021年 4月	理事公法人第一部長	
		2023年 4月	明治安田ライフプランセンター株式会社 取締役執行役員副社長	
		2024年 4月	明治安田損害保険株式会社 取締役専務執行役員	
取締役 常務執行役員	小 森 谷 宏 (1962年5月15日)	1986年 4月	東京海上日動火災保険株式会社入社	引受業務部、 損害サービス部、 リスク管理・コンプライアンス部
		2017年 4月	明治安田損害保険株式会社損害サービス部長	
		2019年 4月	執行役員損害サービス部長	
		2022年 4月	執行役員アンダーライティング部長	
		2023年 4月	取締役執行役員	
		2025年 4月	取締役常務執行役員	
取締役 執行役員	杉 本 修 一 (1962年7月23日)	1985年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	営業企画部、 収益管理部、 企画部
		2011年 4月	法人支援部長	
		2013年 4月	中国・四国公法人部長	
		2015年 4月	公法人第二部長	
		2019年 4月	公法人業務部審議役	
		2020年 4月	明治安田損害保険株式会社 営業推進部長	
		2021年 4月	執行役員営業推進部長	
		2023年 4月	取締役執行役員	
取締役 (非常勤)	北 村 乾 一 郎 (1970年4月12日)	1993年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2021年 4月	債券投資部長	
		2023年 4月	運用企画部長	
		2023年 4月	明治安田損害保険株式会社 取締役	
		2025年 4月	明治安田生命保険相互会社 執行役員運用企画部長	

役職名	氏名(生年月日)	略 歴		担当部門
取締役 (非常勤)	松 田 裕 之 (1965年5月7日)	1991年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2018年 4月	明治安田ライフプランセンター株式会社 取締役執行役員企画総務部長	
		2021年 4月	明治安田生命保険相互会社 総務部長	
		2024年 4月	関連事業部長	
		2024年 4月	明治安田損害保険株式会社 取締役	
取締役 (非常勤)	横 山 幸 司 (1973年5月29日)	1996年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2020年 4月	盛岡支社長	
		2023年 4月	業務部(業務人事・教育担当) 担当部長	
		2024年 4月	業務部長	
		2026年 4月	執行役員 法人営業企画部長	
		2026年 4月	明治安田損害保険株式会社 取締役	
監査役	打 保 誠 一 郎 (1961年4月23日)	1985年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2014年 4月	秘書部長	
		2018年 7月	取締役	
		2021年 7月	明治安田ビジネスプラス株式会社 代表取締役社長	
		2024年 4月	明治安田損害保険株式会社 監査役	
監査役	本 間 浩 也 (1962年11月30日)	1986年 4月	明治安田生命保険相互会社入社	
		2013年 4月	業務部内部管理グループマネジャー	
		2017年 4月	契約部契約査定グループマネジャー	
		2021年 4月	監査部(監査委員会事項) 審議役	
		2022年 4月	明治安田損害保険株式会社 監査役	
監査役	赤 城 恵 (1975年2月28日)	1997年 2月	監査法人トーマツ (現 有限会社監査法人トーマツ) 入所	
		2002年 12月	中央青山監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所	
		2004年 4月	公認会計士登録	
		2012年 7月	あらた監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所	
		2013年 6月	赤城恵公認会計士事務所開設	
		2024年 6月	明治安田損害保険株式会社 監査役(社外)	
監査役	野 口 成 貴 (1986年12月22日)	2012年 12月	弁護士登録	
		2012年 12月	四谷麹町法律事務所入所	
		2014年 10月	奥綜合法律事務所 (現 奥・片山・佐藤法律事務所) 入所	
		2022年 9月	同所パートナー	
		2025年 2月	明治安田損害保険株式会社 監査役(社外)	

6 会計監査人の状況

(2026年6月29日現在)

氏名又は名称
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 三輪登信 指定有限責任社員 小林広樹

7 従業員の状況

1. 従業員の状況および平均給与

(2026年3月31日現在)

従業員数	219名
平均年齢	48.7歳
平均勤続年数	7.8年
平均年間給与	6,708,798円

(注) 1. 従業員数は就業人員数(社外からの出向者を含む。)であり、退職者は含んでいません。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

2. 多様性に関する指標

当社は、2021年10月より、管理職等上位職への登用が期待される女性職員のキャリア形成支援のため、「女性活躍推進プログラム」を展開しています。当プログラムでは、各種教育プログラムを提供することにより、管理職として必要となる能力・スキルの習得をサポートすることで、女性職員の挑戦意欲を醸成するとともに、女性職員の活躍に資する環境づくりの一環として、管理職に対する教育も実施しています。

(2026年3月31日現在)

女性管理職比率		14.8%
育児休業取得率	男性	100.0%
	女性	100.0%
男女間の賃金差	全従業員	75.9%
	うち正規従業員	55.2%
	うち非正規従業員	114.7%

(注) 1. 女性管理職比率は、社外からの出向者を除いて算出しています。
2. 育児休業取得率は、出産した(配偶者が出産した)従業員数に対して、当事業年度に育児休業(出生時育児休業)を取得した従業員数の割合を示しており、社外からの出向者を除き、社外への出向者を含めて算出しています。
3. 男女間の賃金差は、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しており、社外からの出向者を除き、社外への出向者を含めて算出しています。なお、賃金差は、役職等の違いによるものであり、同一労働の賃金に差はありません。

3. 採用方針

当社は、明治安田損保フィロソフィー（経営理念・企業ビジョン・明治安田バリュー）をふまえ、「求める人財像」を定めています。また、採用にあたっては、公平かつ公正な選考を実施しております。

求める人財像
・お客さまを大切にし、高い倫理観のもと行動する人財 ・果敢に挑戦し、新しい価値を創造する人財 ・働く仲間と互いに助け合い、共に成長する人財

4. 研修制度

当社最大の経営資源である「人財」に関し、企業ビジョンに掲げる「高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる職場環境づくり」の取組みとして、当社における能力・キャリア開発支援を体系化した「人財開発ハンドブック」に基づき、人財育成を推進しています。

また、「女性活躍推進プログラム」により、女性の活躍フィールドを拡大するための育成態勢を整備する等、多様な人財が活躍できるよう支援しています。保険金支払部門においては、担当者育成のため業界主催の医療研修への計画的な受講や鑑定人による実務研修に加え、事案を通じた専門家の助言で研鑽を深めています。

8 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業における業務維持等を目的として実施し、当期中の投資総額は83百万円です。

9 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有していません。

5. 福利厚生

当社では、以下のとおり、当社独自の福利厚生制度の充実に努めています。

福利厚生制度
確定拠出年金、会員制福利厚生サービス、生命保険料補助、業務上災害補償、慶弔見舞金、育児（出生時育児）休職・休暇、介護休職・休暇、積立年休、特別休暇（慶事休暇・忌引休暇・自己啓発休暇・キッズサポート休暇・ウェルネス休暇）等

6. 多様な働き方の推進・健康増進への取組み

「仕事」と「生活」の双方の充実から生まれる好循環により生産性の向上および多様な人財の活躍をめざしています。具体的には、テレワークやフレックスタイム制度の導入、育児・介護・病気治療と仕事の両立支援等の多様な働き方を推進しています。

また、明治安田グループ全体で取り組んでいる「みんなの健活プロジェクト」を通じ、従業員の健康増進や職場環境改善等にも努めています。社外からは、当社の健康増進経営に関する取組みが評価され、複数の認定をいただいています。

- 健康優良企業「金の認定」
（健康企業宣言東京推進協議会）
- 健康経営優良法人2026
（中小規模法人部門（ネクストブライト1000））
（日本健康会議）

損害保険用語の解説

（50音順）

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

共同保険契約

リスク分散その他の事情から、一つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

クーリング・オフ制度

「保険契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリング・オフの説明書（重要事項説明書）を受け取った日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、保険契約申込みの撤回または保険契約の解除を行なうことができます。ただし、契約によっては、クーリング・オフの対象外となっているものもあります。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻（へんれい）金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約を消滅させることをいいます。

契約の更改

既に保険契約を締結している保険の対象について、保険期間の終了に際して、引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦争等）によって保険をつけていたものが滅失した場合や、死亡保険金のない保険の被保険者が死亡した場合は、契約は失効します。

告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が解除されたり、事故があっても保険金が支払われないことがあります。

ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続きを行なえるよう、契約時に配付するために作成した小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等を記載しています。

さ行

再調達価額

保険の対象である物と同等の物を再取得するために必要な金額（火災保険でいうと、現在住んでいる建物、または所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額）のことです。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出再保険料)のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

時価額

再取得価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

質権設定

火災保険等で、保険契約をした物件が災害にあったときの保険金請求権を被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までには発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。重要事項説明書には、保険商品の内容を理解するために必要な情報『契約概要』と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』を記載しています。

主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいます。特約は、補償内容をさらに充実させるためや保険料を分割払いにする等、希望にあった契約内容にする目的で主契約にセットするものです。

正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険において、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金として返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの)

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再取得価額または時価額を超えるような場合のことです。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(<https://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧ください。

損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した損害保険募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップをめざす仕組みとして損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した募集人が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。試験に合格し、所定の認定要件を充たす募集人は、認定申請により、専門コースの合格者は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの合格者は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行なえるよう、損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の基礎や募集コンプライアンスの知識等を検証する「基礎単位」と、消費者向けの主要な商品の知識等を検証する「商品単位」(自動車保険、火災保険、傷害疾病保険各単位)により構成されます。一般社団法人日本損害保険協会の会員各社(当社を含む)は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件としています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行なっています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案を提示し解決に導きます。

た行

第三分野

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ(傷害)や病気(疾病)、介護等に備える保険分野のことです。

大数の法則

サイコロを1回振った場合、1～6までのどの数ができるかは偶然ですが、100回、1,000回と振ると、それぞれの目ができる割合(確率)が6分の1に近づいていくことがわかります。このように、一見偶然と思われる現象も、たくさんのデータを観察することによって、その発生率に一定の法則を見いだすことができます。これを「大数の法則」といいます。

超過保険・一部保険

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超えることを超過保険といいます。これに対して、保険対象物の価額よりも、設定している保険金額が少ないことを一部保険といい、この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約の締結後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したりした場合等に通知義務が発生します。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

火災保険等の主要な補償機能に加え、保険契約の満期時に一定の満期返戻（へんれい）金を支払われる貯蓄機能をあわせもった長期の保険のことです。

は行

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人であることもあり、別人であることもあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）等があります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む1939年（昭和14年）制定（1996年（平成8年）改正施行）の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

保険金

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいい、保険契約者と保険会社との契約によって定まります。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払い等の責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有の準備金を定めています。これには、支払備金および責任準備金があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷等が該当します。

保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しする書面のことです。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻（へんれい）金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

保険法

契約当事者間における契約ルールについて定めたもので、2010年（平成22年）4月1日に施行された「平成20年法律第56号」のことをいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載しています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約等特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する割合のことをいいます。

ま行

満期返戻（へんれい）金

積立保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなります。例えば、戦争等によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故等が免責事由にあたります。

免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

免責条項

損害が生じても保険金が支払われない場合（免責）について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」等の見出しをつけています。

元受（もとうけ）保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

あ

ERM	38
沿革	103
お客さまアンケート	43
お客さまサービス	42
お客さま志向の業務運営方針	25

か

会計監査人	110
会社の特色	3
格付	15
株主資本等変動計算書	86
株主	106
株主総会	106
監査態勢	23
企業行動規範(CSR行動方針)	24
企業ビジョン	2
キャッシュ・フロー計算書	85
クーリング・オフ	56
経営理念	2
経常利益	9, 16
減価償却費	98
個人情報の保護に関する基本方針 (プライバシーポリシー)	32
コーポレート・ガバナンス体制	21
正味損害率、正味事業費率およびその合算率	67
コンプライアンス推進体制	22

さ

再保険	40, 54
資本金	16, 96, 107
純資産額	9, 16
事業費	98
資産運用の概況	70
資産運用方針	41
資産運用利回り	71, 72, 73
支払備金	92, 93
従業員の状況	110
商品の一覧	59
正味事業費率	9, 67
正味支払保険金	9, 66
正味収入保険料	9, 16, 64
正味損害率	9, 67
責任準備金	16, 41, 92, 94
総資産額	9, 16
組織図	105

その他有価証券評価差額	9
ソルベンシー・マージン比率	9, 16, 74
損益計算書	81, 84
損害保険代理店制度	62
そんぽADRセンター	45

た

貸借対照表	76, 83
代表者確認書	102
代理店システム	63
代理店の役割	62
当期純利益	9, 16

な

内部統制システムの基本方針	17
---------------	----

は

配当性向	16, 87
反社会的勢力への対応に関する基本方針	29
販売・サービス方針(勧誘方針)	27
引当金	95
1株当たり配当額	87
1株当たり純資産額	87
1株当たり当期純利益金額	87
(従業員)一人当たり総資産	87
(従業員)一人当たり保険料	64
不良債権	10
保険金のお支払い	57
保険業法に基づく債権	10, 91
保険契約に関する業務における基本方針	28
保険引受利益	9, 69

ま

明治安田バリュー	2
元受正味保険金	66
元受正味保険料	64

や

役員の状況	108
約款	54
有価証券の含み損益(時価情報)	99

ら

利益相反管理方針	30
リスク管理体制	37
リスクソリューション [®]	60, 62

明治安田損害保険の現状2026

—2026年7月発行—

「明治安田損害保険の現状」は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。また、本誌は保険募集を目的としたものではありません。保険商品の詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

発行 明治安田損害保険株式会社 企画部
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

なお、お電話によるご照会は下記までお願いいたします。

〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

☎ 0120-255-400
(平日9:00~17:00)

※夜間・休日・年末年始につきましては、受付専用となります。

※携帯電話からでもご利用いただけます。